

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成25年12月18日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 議案第62号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第7 議案第63号 東白川村道の路線認定について
- 日程第8 議案第64号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第67号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第69号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第70号 平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第71号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第72号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第73号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第18 発議第3号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について
- 日程第19 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村	長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参	事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠

総務課長 松岡安幸

村民課長 安江清高

産業建設課長 小池毅

教育課長 安江良浩

国保診療所  
事務局長 安江宏

監査委員 安江正彦

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局書記 今井修輔

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

ただいまから平成25年第4回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（安倍 徹君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの3日間に決定いたしました。

---

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（安倍 徹君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成25年12月18日、東白川村議会議長 安倍徹様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成25年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成25年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成25年9月26日、平成25年10月28日及び11月27日。

3. 検査の結果 平成25年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査においては、議案の最後にとじてありますのでお願いします。

定例監査結果報告。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成24年10月22日、23日及び同月29日、30日の4日間実施した定例監査の結果は次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定によって報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。

平成25年12月18日、東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。東白川村長 安江眞一様、東白川村議会議長 安倍徹様。

監査の主眼。

事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。

2. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。
3. 行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。
4. 工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法。

前半、書類審査。

1. 平成25年9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 平成25年9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成25年9月末の財産台帳、備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。
4. 平成24年度末の村税等の滞納が25年度に確実に調定され、収入督促されているかの監査。
5. その他関連する必要事項の監査。

後半、現地監査。

1. 出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。

2. 平成25年度各工事の進捗状況と平成24年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況について。

平成25年度一般会計と特別会計を合わせた予算規模は34億3,105万9,000円で、平成25年9月末現在の予算執行状況は、収入済額25億5,174万5,391円、支出済額13億7,384万3,417円、歳計外現金会計の差し引き残高を合わせた残高が11億8,977万8,070円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、定期預金8億円、普通預金3億8,977万6,759円、当座預金1,311円であります。予算執行状況は40%で、前年度同期と比較すると0.6ポイント上回っています。

基金管理状況は、前年度同期と比較すると8,984万469円増の10億6,133万5,000円です。その内容は、定期預金24口、普通預金2口であります。基金が大幅に増加したのは、24年度に財政調整基金が1億2,000万円の増、国民健康保険基金約2,990万円の減、ふるさと思いやり基金約218万8,000円減等の結果です。

出資証券等の管理状況は、前年同期より約200万2,000円増の1億2,280万4,000円ですが、増額の主なものは森林組合出資金200万円の増です。その内容は、出資証券13団体、証券61枚2,059万2,500円、株券9団体、51枚1億221万1,500円、債権1団体300万円です。

予算執行状況は、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は的確であり、正確であることを認めます。

2. 平成24年度に発生した村税等の滞納額が25年度において正確に調定され、歳入の督促が行われているかについて。平成24年度末の村税等の滞納繰越額は約3,670万円あり、それが25年度に適正に調定され、歳入の督促がなされているかを調査しました。調定額については、決算審査の折に確認していますが、納入の督促がなされているかについて、9月末で約370万納付されていました。

なお、村税等の主なものの9月末の滞納額は次のとおりです。括弧内は24年度同期ですが、朗読は省略します。

村税（村民課）1,413万4,291円、国民健康保険（村民課）1,115万8,244円、介護保険料（村民課）2万7,500円、CATV使用料（総務課）190万円、有線放送電話使用料（総務課）2万3,600円、簡易水道使用料（村民課）31万5,940円、後期高齢者医療保険料（村民課）1万7,400円、合計3,557万6,975円、昨年の同期は5,223万3,067円でした。

村税等の滞納状況は、昨年の同期と比較しますと1,666万円ほど減少しています。平成24年度中に村税等で約1,382万円が不納欠損処分されていますが、それを差し引いても300万円ほど減少しています。村税等滞納整理対策連合会議等で担当課の努力には敬意を表しますが、まだ多額の滞納がありますので一層の努力をお願いします。

財産台帳が電算化され、土地と建物がそれぞれ区分ごとに一覧表として打ち出すことができ、現地調査では有効に活用することができました。

以下、現地監査で気づいたところを申し上げます。

1. 平成24年度工事で、佐広谷遊歩道が開設されています。これは、県道恵那・蛭川・東白川村線の対岸になりますが、県道側から谷を越え遊歩道に渡ることができませんので、遊歩道が散策できません。早急に改善が必要と思います。

また、今後遊歩道の設置計画もあるようですが、費用対効果を検証し実施してほしいと思います。

2. 村の建物、施設は数多くあります。その維持管理については、直営、指定管理制度、あるいは住宅等のように個人で行われているものさまざまです。学校等の教育関連施設、せせらぎ荘等の保健福祉施設、茶の里野菜村等の産業関連施設など日常使用されている施設、消防施設は管理が十分に行われていると思いました。

村営住宅については、老朽化した建物が取り壊され、土地は地主に返却するなど整理されていま

すが、管理が十分でないものもありましたので担当に指示しました。

公園等の管理は地域で行われ整然としていますが、附帯する建物は利用できないものもありましたので、検討が必要と思いました。

維持管理とは直接関係ありませんが、診療所の老人保健施設は定員が15名で、9月末の利用者は平均14.1人と高い利用率になっています。ショートステイなど申し込みをしてもできないことも多いと聞いていますので、入院棟の1階部分、母子センターの空室部分を利用し、増床できないかを検討するようお願いしました。

結び。

平成25年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には多忙な中、懇切丁寧に説明していただき、また多くの資料を提出いただき、ありがとうございました。

過去に整備した道路、橋梁、簡易水道、CATVなど今後更新が必要な施設が多くあります。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画が策定され、年度計画に基づいて整備されています。簡易水道は、水道管、貯水タンク等は耐用年数も長く当分更新の必要がないようですが、電気計装等は更新の必要な時期に来ており、今年度計画で実施されるようですが、補助制度があるものの多額な一般財源が必要と思えます。いずれにしても、インフラ整備は必要不可欠ですので、総合計画に基づき適切な財政運営で実施してほしいと思えます。

国民健康保険特別会計は厳しい状態となっています。これは、人口の減少とともに被保険者数が減少していること、あわせて国保加入者は60歳以上が大半で、年金収入のみの世帯も多く、国保税も年々減少しています。それに比べ医療費は横ばい状態です。今後、国保税率の見直しも必要と感じました。

間もなく26年度予算の編成が始まると思えます。総合計画に基づき英知を結集して、村民がひとしく物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

#### ○議長（安倍 徹君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

#### ○議長（安倍 徹君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を御説明申し上げます。

次のとおり議員を派遣する。

議員派遣名、目的、派遣場所、期日、派遣議員の順に説明を申し上げます。

1. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成25年12月23日、議員全員。
2. 東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する、はなのき会館、平成26年1月5日、議員全員。
3. 平成26年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成26年1月12日、議員全員。
4. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成26年1月22日、安江祐策。

以下、議長決裁により議員を派遣されていますので、お目通しをよろしく申し上げます。

以上で、議員派遣の件を終わります。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定いたしました。

これで、議員派遣の件を終わります。

---

◎一般質問

○議長（安倍 徹君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

順番に質問を許可いたします。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

### ○3番（樋口春市君）

今回は、危険木の除去事業について質問をさせていただきます。

村長就任以来、住民の方が安心・安全に生活できる村を目指し、さまざまな事業に取り組んでこられているところでございますが、今回、その事業の中で最も住民の方の日常生活にかかわることの多い事業について質問をいたします。

危険木の除去事業についてですが、枯れ木が倒れた場合、家屋、通学路、田畑などに被害が出ると思われる危険木を早急に除去して、被害を未然に防ぐことを目的に行われている事業であると認識いたしているところですが、住民の方から要請があり、担当課に話をして危険木が除去されるまでにかかなりの時間を要するわけですが、ある議員の方は、要請をして除去されるまでに1年余りの時間を要したこともあったと伺いました。

その理由としては、その時期、多くの要請があったことで予算が足らなくなったためにおそくなったものと思いますが、危険な枯れ木であるがため早急の対応が必要で、事故につながる前に対応されないと、村長の目指されている安心・安全な村づくりにはつながらないものと思います。要請が多ければ、早急な補正での対応、状況に応じて専決での対応も必要な事業と思います。村長の安心・安全な村づくりの河川の整備、道路の整備、危険な空き家の整備等、この危険木除去事業も重要な事業の一つと考えます。住民の皆さんに安心・安全に生活していただくためには、もう少しスピードを持って対応されることは必要と思いますが、いかがでしょうか。この危険木の除去全てを森林組合に委託をされているわけですが、費用は現場状況によって当然異なるものと思いますが、両方で十分な協議の上で価格の設定が行われているのかお伺いをいたします。

今後、この事業にどのように対応されていくのか、村長のお考えをお伺いいたします。

### ○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

### ○村長（安江眞一君）

樋口春市議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の危険木の除去につきましては年々増加をしております、なるべく早くを目標にはしておりますが、家や通学路に近い里山が林になり、年々育ちますので大変でございます。自分の持ち山の場合は多くの方々が自分で処理をしておっていただけますが、自分の裏山が人の持ち山の場合遠慮がちでありますので、危険を感じられた場合は、なるべく早く役場への御通報をいただきたいと思っております。タイミングが悪いと1年もかかると、今議員がおっしゃいましたように、長いことかかって御迷惑をおかけする場合がございますので、何とぞよろしくお願いをいたします。また、議員の皆様も耳に入りましたら、通報をお願いいたします。

現状については、係から説明をいたします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、現状につきまして説明をさせていただきます。

危険木の除去事業につきましては、毎年、当初予算で180万円の予算をお願いしておるところでございますが、昨年度も、その後の追加も含めまして328万、255本ほどの伐倒除去をしております。今年度も当初180万の予算をいただきましたが、既に1回目の委託で執行してしまいまして、今回の定例会でも補正をお願いするところでございます。

業務につきましては、森林組合と協議を行いまして委託業務を行っておりますけれども、その予算金額の計算の仕方としましては、1業務1団地へ出向く場合には3万円、それから1本につき1万円、それに20%の経費を加算した金額で委託をしております。このため、たびたび出勤しておりますと非常に経費がかさみますので、ある程度まとめて委託をするという形にしております。

近年、松枯れ、ナラ枯れなど非常に緊急性の高いものも出てまいります。そういった場合は迅速に対応したいと思っておりますけれども、後から後からふえてくるというような状況でございます。

今後は、住民の皆様には不安な思いをさせないように、予算の範囲内でなるべくスピーディーに行っていきたいと、努力していきたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

日本で最も美しい村に加盟をされまして、住民の皆さん方が日常本当に安心をして暮らしていけるようにということで、村は危険木除去事業を初め、古くなった空き家の点検、あるいは橋梁等の点検、河川、道路等の整備も行っておられることに関しましては私も本当に共感をするところでございますけれども、特に危険木の除去事業につきましては昨年も180万の予算を見て、328万ほどかかったと。今年度も180万円の予算を見て、もう既に1回目で済んでしまったと。中谷地区で3本の枯れ木が同じ場所に立っておりました。そこで、その1本が倒壊をして、CATVのケーブルと電話線を直撃いたしました。そして、その影響で電柱2本が宙に浮いた状況になってしまったと。たまたま線が切れることなく、地域住民に迷惑はかかることはなかったわけですが、当然そこで新しく修繕をされる場合に、この2本の枯れ木を当然除去されて復旧工事が行われるものと住民の方々も思っておられましたし、私もそのように認識いたしておりましたけれども、今現状そのまま2本が立ったままになっている。ことし幸いにして台風が東白川を直撃するということがなく、よかったわけですが、村道に倒壊するおそれもある場所でございます。そうしたところで、通学路にもなっております。そういったところが1団地まとめてでないと経費がかかるからしばらくほかっておくと、もう既に4カ月から5カ月、9月の定例会でも補正を組めたはずですが。その認識が職員の皆様方にあるのかなど。村長の目指されている安心・安全な村づくりを周知徹底されて

いるのかなという心配さえするものでございます。

ぜひとも危険木でございますので、住民の皆さん方が安心・安全に生活していただくために、この事業を行っているはずでございますので早急に、いち早く、当然職員の皆さん方もこの現場へは足を運んでみえると思いますので、そういった認識を持っていただいて事業を推進していただきたいなということを思いますが、この点についても村長に最後お伺いいたしますし、森林組合での除去費用についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、現場状況によって簡単に切って倒せる場所もありますし、家屋とか、あるいは通学路、道路等に面する面では、枯れ木でございますので、もとを切ればすんなり倒れるが、その前に枝が折れてくる場合もありますので、そういった点も十分よく両方で話し合っていていただいて、どうも森林組合は、余り枯れ木の除去事業には乗り気ではないような、森林組合の職員の話ですと、できればほかでやっていただければありがたいなあなんていうような声も聞いておりますので、ある程度現場状況に応じた価格の設定をしてあげないと、あちらもボランティアではございませんので、職員を雇って営業されておるわけですので、もう一度その点についてもしっかりと両方で話し合っ、現場状況に応じた価格の設定をされる必要があるのではないかなと、この2点について最後村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの危険木は、今どのようになっているかということは今初めて聞いたわけですが、一日も早く切っていただくようにいたしたいと思っておりますし、また、森林組合のほうへお願いするシステムについても、我々のほうで少し研究いたしまして、なるべく早く切っていけるような方法をとりたいと思っておりますので、どうかよろしくお伺いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

ぜひ2次災害につながらないような対応をしていただきたいと思います。

今回、たまたま危険木についてだけの質問をしたわけでございますけれども、災害時におきましても、未然に防ぐということで被害が拡大することのないような対応を、今後さまざまな点においてとっていただきますようにくれぐれもお願いをいたしまして、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

村民の生活を支える予算のあり方について質問をさせていただきます。

昨年度の村の決算を振り返りますと、貯蓄に回した分も合わせて、実に2億円ものお金が使われていない状況でした。この状態を見たときに、以前村長が話しておられたことと矛盾しているのではないかと感じました。それは次のような内容です。

投機的な事業に予算を回さなければならないから、村は予算の予算のやりくりをして、その結果、村民の皆さんにも我慢を強いていただいている。当然、投機的な事業で効果があらわれた際には、村民に還元する。

村長はこのように言われたわけですが、現実を見ると、投機的な事業が成功しているとは思えませんし、住民に還元されているとも思えません。このままいったら、村民はいつまでも我慢し続けることとなります。お金がないから村民に我慢してもらおうということと、使い切れない予算があったということには大いなる矛盾を感じます。我慢しなくても使えるお金がそこに存在しているからです。

村長は、以前、村の貯蓄をふやすことは災害時における安心を確保することだと言われておりました。けれども、つい先日、村の一部で長時間の停電が起きたとき、これは一種の災害と言ってもいいような状態でしたが、そのときに村の貯蓄が本当に安心につながっていたのでしょうか。

残念ながら、このときに必要だったのは、村に貯蓄があるということではありませんでした。そのときに本当に必要だったのが非常用電源であり、暖をとるための道具であり、停電のときでも使える連絡方法や放送でした。今、例に出した4つのものを多く見積もって60万かかるものとして、まずは独居や高齢世帯などから整備していくとすると、およそ200世帯、全体で8,000万円ほどになります。一見、とてもお金のかかるように感じますが、この8,000万円という数字は、今の村の貯蓄のわずか1割です。このわずか1割のお金で、安心・安全が確保できるわけです。

それどころか、昨年度決算で発生した余剰金7,000万円でも、ほぼ足りてしまう金額になります。お金は使ってこそ生きる、これこそ今景気を底上げしようとするアベノミクスの心髄でもあります。お金をためることによる村民生活の支えではなく、お金を使うことによる村民生活の支えこそが今必要だと思えます。

この村にとって、村民の生活を支える行政の役割と意味について、もう一度考え直してはいただけないでしょうか。村長のお考えをお伺いします。

**○議長（安倍 徹君）**

村長 安江眞一君。

**○村長（安江眞一君）**

桂川一喜議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、先日越原方面において原因のわからない停電が4時間ほどございました。我が家ではろうそくの明かりと石油ストーブの暖房によって夜を過ごそうとしておりました。停電のときに困りますので、ファンヒーターばかりにしないように石油ストーブを持っておるわけでございますが、火をつけてみますとやはり石油ストーブは火が燃えておりますので、火事の予防をしなくてはなりません。

先日の停電の場合は、暖房に困られる高齢者や独居の方の家庭訪問を民生委員さんをお願いをいたしました。避難をしていただくまでには至らずほっとしておりますが、議員御提案のそれぞれに機器を備えることも一つの方法とは思いますが、長期の停電は風水害や地震の場合と同じと思っておりますので、ぜひとも長い停電があるというような場合には避難を考えなくてはなりません。

また、議員のお言葉のように、村民の皆さんを全て満足させているとは思ってはおりませんが、決算による余剰金は使い道がなくて残っているものではございません。予算の立て方については係から説明をいたしますが、東白川村は交付税という依存財源によって大部分を運営しております。普通交付税は7月、特別交付税は10月に最終決定でございます。国の予算の大枠が決まった後、国の発表金額の予想をオーバーしないように予算を立てていきます。前には、予想より1億近くも少ないこともありました。このところ、私たちの思いより少し多い交付税をいただいておりますので感謝をしておるところですが、不用額は翌年の予算と補正予算に使わせていただいております。

24年度の不用額の理由と使い道、予算の立て方については、係のほうから御説明をいたさせます。よろしく願いをいたします。

**○議長（安倍 徹君）**

会計管理者 安江誠君。

**○会計管理者（安江 誠君）**

そうしましたら、不用額の内容、使途、それから予算編成の仕方について御説明をさせていただきます。

平成24年度一般会計決算におきまして、8億700万円を25年度の財源として繰り越すことができました。24年度決算につきましては、9月議会で御認定をいただいたところでございますが、繰越金の内容について、再度整理をさせていただきながら御説明をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

まず、8億700万円のうち繰越明許費の財源である約1,500万円を引いた額、7億9,200万円が25年度予算の財源となる実質収支の額となります。実質収支額の不用額の中身でございますが、まず歳出の不用額が7,500万円と、それから歳入増加額6億9,300万円、それからちょっと例外的な事実になりますけれども、未収入特定財源ということで2,400万円に分けることができます。

まず歳出の不用額7,500万円についてでございますけれども、これはやはり少し標準的な額より多いと思っております。その要因としましては、それぞれ執行の段階で節約しながら目的を達成したという面と、それから予算自体が管理不足であった面とがございますので、来年度以降、この点については改善をしていく必要があるかなというふうに認識をしております。

次に、歳入の増加額6億9,200万円でございますが、この中身で一番多いのが地方交付税の4億6,300万円が不要として、予算に対して増加額となっております。地方交付税が多く予算充当されずに繰り越した形になりましたけれども、その要因としましては、この数十年行ってきました予算編成の手法にありまして、ちょっと事務的な話になりますが、枠配分方式という編成の手法をとってきたことがあります。これは、予算編成が開始する毎年11月下旬から12月上旬に、財政係のほう

で来年度の地方交付税の交付額などの財源の見込みを立てまして、その見込み額の範囲内で各課に財源配分をして、各課におきましては、その枠内で予算編成をするという手法を行ってきました。

この手法は、過去に財源不足に陥っている状況のときに導入したのですが、デメリットとしましては、各課が積極的に予算編成ができないという面と、それから財政系のほうにおきましては、早期の段階で地方交付税等の見込みを立てる必要があるという点がございます。

ちょうど今国のほうでも、経済財政諮問会議等で交付税の来年度の運用の議論がされておりますけれども、その中で、平成21年度から導入されました地方交付税の別枠加算を廃止するという議論がされております。これが廃止されますと、交付額としましては5,000万円減ぐらいの影響があるものと思っております。

毎年、そうした国の動向をつかみながら見込みを立てますが、配分方式のためにどうしても早期に見込みを立てるという面がございまして、その見込みを間違えますと取り返しのつかない財源不足を招きますので、どうしても低目に財源を見込むということになっております。

その結果としまして、繰り越し財源が多くなっていっていますので、ここ数年の歳入予算の編成手法としましては、地方交付税につきましては実際の交付額より抑えた予算額にしておりまして、国の方針による地方交付税の増減の影響が少ないようにしてございまして、多くなってきました繰越金を、先ほど村長が申しましたように翌年度の当初予算に投入をしていくというような運用方法を模索しております。

いずれにしましても、枠配分方式は少し抑えぎみな編成手法になりますので、平成26年度からは、この枠配分方式そのものの編成手法を見直しまして、各課への財源配分を廃止しまして、財源枠にとらわれない積み上げ方式に予算編成の手法を変更しまして、各課には積極的な予算編成をお願いしているところでございますのでお願いしたいと思っております。

それからもう1点の論点としまして、財源調整基金の積み立て額の適正規模がどれくらいの額かという論点がございまして、これについての現在の判断基準としまして、特殊財政規模の2分の1ということで8億円を基準にいたしております。

そのほかの判断基準としまして、過去との比較、経年比較、それから近隣市町村との比較、類似団体との比較、将来負担比率等がございまして、23年度決算ではありますけれども、基金残高は現在県下で一番少ない額となっておりますし、類似団体の平均積み立て額は10億2,600万円でございますので、東白川村の積み立て額はこれらと比較しますと多いのではないのかなと認識しておりますので、今後も財政規律を守りまして余剰金が出ましたら、積み立てを行っていききたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまの説明にありましたことと、ずうっと今まで村長がおっしゃっておられたことに関して

は、村民の方からも非常に称賛の声も聞かれておまして、財政が逼迫している中で所持金をつくっていくということが決して間違っている方向ではないですし、一般的に貯金があったほうがいいのか悪いのかということでしたら、当然あったほうが良いということも僕は認識もしておりますし、職員の努力の結果のしっかりした貯蓄がたまってきたということに関しても、村民ともども感謝の声もよく聞かれております。

今言われたように、ほかのところと比べて貯金が多いか少ないかという点においても、決して今のためであるお金が多いわけではないということも重々承知しておりますが、財政に豊かなところの貯蓄におきましては、基本となる最低限の必要なものを執行した残りのお金がたまっているわけですが、どうしてもうちの村ですと、全体の財政が小さいがゆえに、貯蓄をするということに対してどうしても無理が発生して、必要であるものが必要な状態で持っていない、このことを先ほどの第1回目の質問で述べたように、災害時において、どうしてももしこれがあれば、もしあればあればという声がどうしても湧き上がってきてしまいます。それが、あらかじめわかっているのであれば、貯金を、例えば1年分先送りにするだけで、1年間に回している1億というお金が一旦物に変わることができる。それで、その後1年後にお金をためていけば、事実上たまっていくお金は一緒でありながらも、物が先に手に入っている。こういう場合も、スピーディーさという話もありましたが、そのようなことにもつながると思います。

ただ、村長さんが一定の政治意欲を持って村政をやられて、貯金をつくっていかれて、ただその後、貯金のできたものをどう使うかということに関しては、後生に委ねるのではなくて、やはりためられた村長さんが意欲的に、これはこのために使うんだからこういう予算執行しますと、こうしていくというような積極的な使い道に対する指針というものも今後お聞かせ願いたいと思いますので、その辺を踏まえてもう一度村長さんにお考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今、係のほうから申しあげましたように、予算の積み方についても、26年度からは今までの枠配分が変わりまして積み上げ方式でやる予定で現在進めております。

また、財政調整基金におきましても、現在8億円ということですが、8億円が多いか少ないかという議論は別といたしまして、別にそれを目的に村政運営をやっておるわけではございませんで、いろんなことにお金は使っておりますし、必要なものは買っていきたくと、こんなふうに思っております。

例えば、いろんな政策によりまして、災害対策に全部を使っていくというわけにもまいりません。今後、起こってくるであろう大規模な事業、例えば、診療所の建てかえであろうとか、せせらぎ荘が弱ってきておるよとか、いろんなことを伺っておりますし、また、これは26年度に行います第5次総合計画にも盛り込む予定でおりますが、8億円ができたから、じゃあ8億円を何に使ってまた来年から基金をつくっていくということではなくて、なるべくこの前後で一ついったらどうかと

思っております。よその類似団体よりも多くためていくという考えは持っておりませんが、県下一番少なくて結構なんです、それを村民の皆さんのために使っていくというのが目的でございますので、たまったたまったということほどはたまっておりませんということをお知らせしながら、村民生活に不自由のないようにさせていきたいという考えでおりますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

貯蓄の使用法の観点については、村長さんのお考えは納得できる点があります。

もう1点、貯蓄をするときの、先ほどのもう1点の投機的な予算の執行に対してどうだという点におきまして、やはり災害時における不備ですとか、やっぱりどうしても安心・安全の部分で少し不安になるところについて、先ほど村長さんは、全て安全・安心に振り分けることはできないという趣旨の発言はされたんですが、優先順位の中で、どうしても後に回せるかもしれないことと、安心・安全のように、もし後に回したことによって取り返しのつかないことが起こり得るようなものに対するバランスのとれた今後の予算編成のあり方について、お願いできたらということをお話と質問にかえて、最後の質問ということにしておきたいと思っておりますので、もう一度だけその1点について、村長さんのお考えを伺いたいと思っております。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

予算については、十分に今議員が言われたように、優先順位をつけながら全部これを満足というわけにはまいりませんが、優先順位をつけて必要なものから、特に村民の安全が第1位になると思っておりますので、そのような方法で予算を組みたいと思っております。

○議長（安倍 徹君）

ここで暫時休憩といたします。開会は10時50分からの再開といたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き、会議を再開いたします。

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、通告に従い順次質問をさせていただきます。

1 点目に、東白川村の今後の新たな林業政策について質問をいたします。

東白川村は小さな村ですが、森林資源に関してはかなり豊かな地域ということを念頭に、新たな産業の創出なども含め、林業とそれにかかわる事業の活性化なくして地域再生はあり得ないという観点で、過疎化対策、雇用創出の観点も含め、本村の森林・林業政策について質問をいたします。

村の面積の多くを森林が占める当村にとって、地域再生のための政策として、林業を振興させて健全に発展させることは、人口対策として戦略的に取り組むことであり、林業での雇用創出は不可欠なもので大変意義のあることです。

村の面積の90%を占める森林の総面積は7,860ヘクタールほどで、人工林率は7割強となっています。その人工林の蓄積量は約132万立方で、そのうち伐期ともなってくる10齢級以上は、約77万立方の蓄積です。現在、全体の8割を5齢級から15齢級まで、ヒノキや杉で構成されていることを考えると、この蓄積量と年間の成長量もまだまだ大きくふえていきます。

現在、村全体での1年間の木材成長量は約2万5,000立方とされています。これに対して、1年間に伐採して生産している量はおおよそ1万立方ほどです。林齢の若い木や太く育っていない山林もあるので、年間の成長量が全て伐採できるものではないのですが、単純に試算しても、現在は年間の成長量の半分も生産できていないことになります。

これから人工林資源の多くが利用期に達していく中で、成長量に対しての適正な森林管理を続けていくためには、現在の倍近く伐採生産していく必要があり、今の状況では間に合っていないことになります。

山林に関しては、木材需要が低迷し、木材価格が長期的に下落しているということで、放置すれば山は荒れて、水源涵養機能や生物多様性の保全も低下し、災害等も引き起こす原因にもなるため、今後対応していかなければならない最も重要な課題です。

農業での不耕作地問題以上、もしくはその比にならないくらい大きな問題かもしれません。

東白川村としては、この大きな課題を克服して、森林を適切に整備しながら森林資源を有効活用するために、産業としての林業が成り立つような仕組みづくりや地域戦略を早急に考えていく必要があります。

また、国や県が目標に掲げた木材自給率50%を実現できれば、林業とその関連産業で25万人の雇用が生まれるという試算もあり、雇用創出の面からも新しい林業振興を重要視する必要があります。

現在の東白川村では明確な林業政策はなく、林業を担当する職員も1名を配置するのみといった非常に手薄な状態ですが、村としては今後の森林資源の有効活用や新たな産業の創出も含め、本村の林業政策についてどのように考えているのか伺います。

次に、独自の林業政策を積極的に展開してみてもどうかという質問をさせていただきます。

木材自給率50%達成への流れや、ふえ続ける豊富な森林資源を有効活用していくことに対して、木材価格の低迷や高齢化などによる林業従事者の不足も懸念されます。林業従事者が安全に効率よく森林資源を生産するための林道や作業道など路網の開設、または再整備を村独自の支援策も準備し、さらに進めていく必要があると考えます。

また、今後雇用創出等、人口対策も連動して考えていくなら、森林組合の従事者に加え、自伐林家や民間の林業事業所などの育成も不可欠だと考えます。グラブプルやフォワーダーなどの林業機械購入時の支援や企業支援なども含め、東白川村独自の運用施策を整備していくべきと考えます。世界でもフィンランドに次いで第2位の森林率を誇る森林大国でもある日本、その中の有数な森林県でもある岐阜県の中においても優良な林業地でもある東白川村ですので、受け身の政策だけではなく新たな発想で独自の林業政策を考案して、国や県に提案していくような試みも大切ではないかと考えております。

この点について、当局のお考えを伺います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員の御質問にお答えをいたします。

林業家でもある議員には、林業の直面する諸問題は十二分に御存じのことと思います。

本村の林業は、森林組合が担い、県下有数の成績を残しております。国・県の林業予算も多く獲得をし、消化をしております。村もこれを全面的に支援をしております。一人でも多くの雇用ができることを望んでおりますし、また2年がかりで増資もいたしまして、森林組合の発展を支援しております。今後とも、森林組合や自伐林家の後押しは当然のことと思っております。

また、製品や流通、その他林材の消費の面でも支援を続けてまいりたいと思っております。

職員の増員についての御質問もございましたが、職員はどの係も、できれば増員してくださいというお話を私常々聞いておりますが、なるべく望みがかなえられるように考えてまいりたいと思っております。定員にはまだ少し余裕があるようですので、今後考えていかななくてはならぬ問題であると思っております。

議員御質問のように、林業は村の基幹産業であるとともに、木材は日本の大切な資源であると考えております。今後とも、村雲議員にも新たな発想がございましたら御指導をいただきたいと思っておりますし、確かに受け身の林業じゃなくて、何か新しい林業の仕事をふやしたいという思いはございますが、なかなかよい知恵が浮かばないというのが現状でございます。現在、森林組合の皆さんの御活躍を頼りにしておるようなことでございますので、今後とも一層村の林業を発展させていくべきだと思っております。特に各森林組合以外の企業の方々も、サントリーであるとか、いろんな方々が森林が大切であるということで、力を入れて本村へ出てきていただいておりますので、今後ともそのような面でもひとつ努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

この質問は、東白川村は木の村でありまして、その資源も無尽蔵です。その中で、まあ莫大な資源、東白川村の中で一番たくさん資源と言っても過言ではないと思うんです。この木材をこれからどうやって有効活用していこうか。

もう1つは、逆に地域が、特に活力世代、20代、30代、40代という働き手の人口が減っています。そういう中で、片や大きな資源がどんどん山で育っている、片や人が少なくなっていく、そういう関連性をしっかり考えて、今後の林業政策も考えていく必要があるのではないかと考えております。

この山や木というのは、出してこなければ資源として使えません。出すのには、昔から牛で出したり、木馬で出したり、それが今度林業河川にかわりまして、今は路網を整備して出すようになってきました。なぜ、路網を整備して出すようになってきたかという、これはやっぱり人が従事しやすい。昔の搬出の方法というのは、非常に技術を身につけるまでも時間がかかったりとか、危険が伴う。林業河川の搬出などでは非常に大けががあったりとか、そういうこともあったようですが、そういうのも克服して人材育成をしっかりして、山で働ける人材をふやしていこうということで今路網整備がされているんだと思います。

この莫大な資源をうまく活用していくには、いかに出していくか、そういうことも必要なんです。そういったところを現在の森林整備のあり方という、なかなか路網をつくる予算をしっかりと確保できなかったり、また事業の展開によっては、今まで続いてきた助成が減ったりしています。といて、木材価格というのは低迷したまま。そういった中で、将来的にこの資源をどうかしていくという、やはり出しやすい路網の整備を、どうやって道をつくっていくかとか、そういうことが非常に大事になってくると思います。

もう1つは、そういう展開であって、道をしっかりつくった上で、今度機械を導入していく。林業機械というのは非常に高額であって、なおかつ採算性が今の木材価格では合わせにくいところがあって、森林組合などはフォワーダーとかは今助成があるんですが、個人の方であるとか、自伐林家の方は助成がない。それは個人だから、公共の団体だからという関係もあるんですが、これから必要なのは、いかに人がたくさんふえて、そういう自伐林家の人であっても、また個人でそういう事業を起こしたいという人であっても、林業に携われる人がふえてくることを考えていかなければいけない。そういった面で、村では今後そういう機械化の助成であるとか、林道開設で助成が行き渡らないような場面に、村単の支援をしていってもいいのではないかと考えております。

その辺について、まず1点お聞きをいたします。

また、先ほど国のほうが50%の自給率を目指すと、現在が25%ですので、昨年からは始まっていますので、あと9年で25%木材自給率をふやす。岐阜県のほうも、同じようにあと9年で木材自給率を50%にする、今から25%上げていく。これは本当に達成すれば、これは今身の回りにある木の製品、家庭の中で今国産材、または地元の東白川の木の製品がこの林業地の東白川にあってもどれだけたくさんあるのかなあと考えると、皆さんの家でもそうだと思うんですが、なかなか実は少ない。50%までもし達成できた世の中というのは、逆にこれが家の中でも、学校へ行っても、公共施設へ行っても、日本の木、国産材が目につくところにいっぱいあるという状況になっておると思います。

そういう状況を考えますと、木材単価、価格は急激に上がることはないかもしれませんが、職業、木にかかわる職業はふえるという可能性は非常にあるわけですね、それだけ自給率が上がると。

東白川村が人口がずうっと何十年かけて減っていったわけなんです、その人口が減ってきた職種を考えましたときに、林業に携わっていた人が減った率というのは非常に大きいと思います。これは林業と農業と兼業である場合もありますし、お茶をやりながら林業をやられる方とか、農業をやりながら林業をやられる方も見えましたし、林業自体、山の伐採搬出に専門で従事された方もたくさん見えたわけなんです、そういう方がどんどん減ってきました。

東白川村が今後活力世代、20代、30代、40代をしっかりとふやして、持続可能な村にしていくには、やはり雇用が大切。そういったときに、新しい産業、例えばIT産業で、東白川に誘致してきて、そこでばあっとふやそうとか、大きな工場を誘致して雇用をふやそうと思っても、なかなか今の労働力人口ではそういうことも難しいし、IT産業なんかですと、いい条件のところがあればすぐにそちらへ行かれる。

この東白川村の最もたくさんある森林資源をしっかりと利用して人口、雇用を考えた場合に、減っていった第1次産業、林業の雇用でまた雇用をふやしていくしかないのではないかと考えます。

その林業での雇用を、それなら昔のまま、僕が20代のころの林業の仕事のやり方でふやせるかと言ったらそうではないですが、新しい雇用のつくり方というのはあると思います。それは、どういうことかと具体的に言いますと、例えば今言われているのは、バイオマス利用。バイオマス利用についても、発電であるとか、熱利用とか、また燃料の製造とかいろいろあるんですが、発電に関しては、お隣で白川町がやっています。これは先進的に大分前から取り組まれたんですが、最近では大分県とか九州では何カ所かあるようですし、岡山県、三重県、岐阜県でも今度1カ所始まるようです。発電ではそういうものがある。

熱利用は、真っ先に考えられるのが、まきストーブに使うということで、東白川でもまきの製造とかはされていますが、こういうこともあります。燃料製造、ペレットストーブとかそういうことになるんですが、例えばこういうことも雇用につながるし、まきなんかですと、地元で村の林業政策としてまきストーブを、今も大分ふえてきましたが、全体にふやして、そこにまきを供給するだけでも一つの雇用ができるかもしれない。

先ほど、バイオマス発電が大分とかいろんなところでやっていますけど、これも木材原料を集めるのに非常に手間がかかるので、ひとえに成功例ばかりではないということも聞いていますが、本村に限ってはそういうところの研究であるとか、ランドデザイン、設計ですね、長い目で見たランドデザイン的なことがまだなされていないのが現実です。そういうことを、それならどこがやるかということになりますと、今民間の企業であったり、森林組合でもいいですが、そういう余裕があるか。1年間研究するんだとか。これが採算が合うのか、合わないのかをしっかりと見きわめる、そういうことをする余力があるかどうかということが問題になってくるんですが、残念ながら今そういうことはなかなかできるところはないと思っております。

どこができるかというと、やはりそういうところは地域づくりの予算を入れる行政ではないかな

と私は思うわけですが、未来への投資ができるところは行政としたら、しっかり行政が林政という形で雇用の創出も含め、この大きな資源をいかに利用していくかという部分も含め、しっかりした部署を持って、まずはその設計から始まり、取り組んでいく必要があるのではないかと思います、この2点についてお考えをお聞きます。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村単で何かをやったらどうかという御質問と思います。

新しく誰かが起業をするという面では、これは林業でも商業でも農業でも一緒ですので、それはそういう補助の方法はありますので、今までもやっておりますし、それはできると思います。新しくやるという人をどうするかという御質問のような気がして聞いておったんですが、なかなか起業していただければ本当にどんな形でも一生懸命支援をしてやっていただきたいと思います。

林業の販売とか予算については、ちょっと係のほうからも後からは説明はいたしますが、林業が非常に難しい、議員言われるとおりに、現在は非常に若い人のなり手がなくて、森林組合も苦慮をいたしまして、よそから来ていただいて、それには村も一生懸命住む場所とかは御協力しながら、わずかな補助金で生活の補助もいたしておるところでございますので、一人でも多く入ってきて林業関係の仕事をしていただければありがたい。これは私も議員の考えと一緒にございまして、今後とも進めてまいりたいと、こんなふうに思いますので、またひとつ若い頭で知恵を出していただきたいと思いますので、またよろしく願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、林業の予算、それから販売に関連して説明をさせていただきます。

村が現在林業の施策としまして、年間平均しまして6,000万ほどの予算を執行しております。

内容としましては、F S Cの森林認証の管理事業ですとか、有害鳥獣駆除事業、それから森林整備地域活性化支援の交付金事業、また産直住宅の支援事業、村有林の管理、それから環境税事業、またフォレストスタイルといった事業を展開しております。これらの施策によりまして、村全体の山林のF S C森林認証、それから柱材の性能表示等による品質管理を徹底して、高い付加価値をつけて販路を上げていくと。

また、フォレストスタイル事業につきましては、木造住宅の拡大。それからもう1つは、東京都の港区の関係で国産材の活用に関する協定を結ばせていただきまして、村内産の材料の販路拡大を図っておりますし、また森林組合とか製材組合等と連携をいたしまして、村内産材の販路拡大を進めておるような状況でございます。

また、木材の生産につきましては、森林組合の市場としましては、若干1万立米は切っておりますが、それ以外の方の民間の方を含めまして1万立米ということで生産をしておりますが、補助金

も含めまして、山元への還元ということで3,500万ほどは還元しておるような状況でございます。

いずれにしても、伐採量が今後とももう少し拡大していく必要があるということは御指摘のとおりでございます。

それと路網整備、機械化につきましては、これはもともと村の施策としましては従来どおりの優良柱材生産というものを基本といたしまして、村の限られた資源に付加価値をつけて、また生産コストを下げることによって林家への還元を少しでも上げていくということを基本としておりますので、そうしたことから生産コスト削減ということには路網の整備は必要なことでございます。今まで行ってまいりました過疎化事業が来年からなくなりますので、それにかわる事業もまだちょっと詳しい内容は来ておりませんが、そういったことへの対応も考えていきたいと思っております。

それから機械化につきましては、御指摘のとおり非常にこれは重要でございます。ただ、非常に高価で管理費が高いということで、個人等で持たれても非常にコストがかかるということでございますので、もう少しまた別の面での方法も考えていきたいというふうに感じております。

それから自給率の関係でございますけれども、御指摘のとおり50%の自給率達成ということで、非常に地域材の利活用の問題ですとか、公共施設の木造化、それから先ほど言われましたバイオマスの有効利用などいろいろとありますが、特に国はやはりバイオマス利用を推進しておりまして、先ほど申されましたように、岐阜県でも3番目の施設が来年から稼働するという状況でございます。これも、A材の活用ですとか、B材、C材の活用といった面からそれぞれ出てまいりますので、基本は優良材の生産でございますけれども、このようなB材、C材への活用という面では、このバイオマスの利用施策というものを考えていく必要があるのではないかというようなことを考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

東白川の森林の、まあヒノキが主流なんですけど、今まで過去30年、40年と森林づくりをしてきています。その中で、今言われました優良材、枝打ちをしっかりと育ててきた材、それと残念ながらちょっと手入れを怠ったような山林もあります。

1つは、これから自給率が50%とふえていくに当たって、私たちの村としては、まず優良材をどう生かしていくか。優良材というのは残念ながら、今、例えば建築であるとかそういうところで、昔のように無地の柱がとうとばれたとか、そういう価値観が落ちてきています。

しかし、紛れもなくここ30年、40年そういう山を村民の皆さんが努力してつくられて、日本の中でも有数なヒノキがここにあることは間違いないことで、それが社会の市場の中で価値観がなくなったので価値のないものとしてしまうのか、いやいや違いますよと、これだけのものを私たちはつくってきたから、これを自信持って売っていきますよと。なぜ無地の柱がいいのか、ただきれいだけなのか、強度も節のあるものより無地のもののほうが実は強度が少しいんですが、そういうこ

とも含めて売っていくということをしていかなければいけないのではないかと考えています。

反面、先ほど言われましたB材、C材、D材もあるんですかね、山で残留で残してくる木なんかでもそうですが、そこをどう生かしていくか。さっき言ったように、バイオマス利用、熱、電気、そういうものに生かしていくということをやっぴり戦略的に考えていくことをしないと、山の資源というのは持ち腐れになってしまうのではないかと考えています。

これだけ東白川村のほとんどが山林で、それだけ村民の方が力をかけられた資源をやはり眠らせたままにしておくわけにもいきませんし、先ほども言いましたように、これからどんどん資源がふえていく。私の質問は、今をどうするかということではなくて、これから将来に向けてどうするか。そういう戦略を立てるに当たり、林業政策をしっかりと持つ必要があるのではないかと考えています。

また、この考えにつきまして、もう一度お聞きしますが、今後、来年からしっかりとそういう村の戦略的に林業を東白川の主産業として木を、資源を生かす、売っていく、プラス20代、30代、40代の働き場所をつくる、雇用の場につなげるということを戦略的にやっていくことについて、しっかりお答えをいただきたいと思います。これは、もうやるかやらないかぐらいの話だと僕は思います。

先ほど言いました国や県が施策として50%の受給率にするとか、そういう施策を出したり、ここに「ぎふ木育30年ビジョン」というのがありますが、これはことしの春、岐阜県が出したやつです。やっぱり森林県である岐阜県は、やはり森林をしっかりと生かして県づくり、国づくりをやっぴりしていかなければいけないということで、もう長期的30年かけて、子供たちに、失ってしまった木の文化、木の価値観をもう一度取り戻してもらいましょうということであつたものです。この検討委員会にも東白川村から実は2名の方も参加してみえます。それも、県の林政がつくりまして、県の教育委員会のほうにお願いしますよというふうに出した。知事もそれだけの思い入れがあると思いますが、国や県がこういう施策を打ってきているということは、将来そういう方面に向かっていくと、力を入れていくということですので、自治体であるこの東白川村がせつかく県や国がやってくれるのに自分たちで何も持っていないということでは、せつかくのこういうチャンスといいいますか、社会の流れを生かし切れなれないと思います。そういった意味では、しっかり林業をどう生かすかという部署に力を入れてもらって、戦略的なものを東白川村の林政というものをしっかりとつくっていく必要があるのではないかと考えておりますが、この辺の取り組みを先ほどの質問と合わせてもう一度お聞きをいたします。

それともう1つは、固定資産税を払うのが大変なので、どうにかならないかという相談を受けました。どういう話かなと思ったら、これは何人かの方が言われるんですが、もう高齢化して、土地とか持っているが高い、そういうのをある程度年金で払っていくのも大変な人がおるよという話でお聞きしました。そのときに、ちょっと調べたところ、山の固定資産税とかについて、もし、通告していなかったのであればなんなんですが、再質問でどれぐらいかとわかればまた答えていただきたいと思いますが、僕が調べたところ、そんなに大きな金額ではないんですね、山の固定資産税。

ただ、それでも高齢化して、例えば独居の方とか高齢者世帯の方も見えると思うんですが、そういう方にとっては年間の金額が大きいと。たくさんあれば大きいということかなと思うんですが、でも、それなら固定資産税を安くしてくださいというのも、東白川のように交付金をたくさんいただいて運営しているような行政にとっては簡単に言えることでもない。

ただ、そこでいろいろ考えていて思ったことは、やはり今村民の方が自分の山の財産の資産価値がどれぐらいあるかということ把握されている方がどれだけおるかなと、そういうことを思ったわけです。これは、本当に小さな面積の方もそうですし、大きな面積の方も、僕が質問して、自分の持っている山の資産価値をぱっと言えるかなどという話をしても、やはり把握し切れていないのが実情なんですね。山の木というのは、環境とかそういうことにも非常に大切なことなんですが、民間の方が持っていたり村有林というのは一つの資産ですので、それが年々成長して行って資産価値も変わっていくと。

昔、今から20年ぐらい前で、山の木を買って売るとか、そういう方が見えた時代は、僕もやっていたんですが、今度娘が結婚するので半年後に200万欲しいけど、うちの山であるかなと聞かれたときに、もうすぐ答えられましたよ。あその木を何本ぐらい切ったら200万ぐらい取れますと。皆伐しなくても、今で言う間伐で切って、すると残った木がこれぐらい残るので、20年後ぐらいにまたこれぐらいとれますよと、そんなようなことをお客さんに話したりしてやってきた時代があったと思うんですが、今はやはりそういうのが全然ない。それは材価が落ちてしまって、皆さんがただ山の木は安い安い、もう切っても合わんと思込んでいる。

資産価値がないとしても、ない資産価値がどれぐらいなのかということもわかっていない。僕は、将来的に、先ほど産業振興課長が山主さんに還元するというのを言われましたけど、今時点、そんな山主さんのほうに、山を持っていて還元があるか。固定資産税が大変だなあという声が聞こえてきて、それに対応してあげられない時点で山主さんの還元は僕は、全部とは言いませんが、できていないと思うんですね。本当に考えるなら、山主さんの資産価値がどれぐらいあるかということ昔の山師の方が今はいるわけではないので、これは森林組合さんにやってもらうとか、新しくそういうプランナー、例えて言うなら、木の、材木版のファイナンシャルプランナーみたいなものですよね。資産価値をしっかり管理してコーディネートする。そういうものを東白川村で持っていないと、せっかくの林業資産を利用せずに、また村民の方、山主さんの方も、本当は昔ほど取れないかもしれないですけど、来年度30万、10万は取れるかもしれない。でも、それを知らずに固定資産税分を払うのが大変と思っている、そういう現状が僕はあると思います。そういうことも考えていかなければいけないかなと思っております。

1つ、きょうの質問は林業全体の林業政策ということですので幾つも入りますが、先ほど言った資源を生かすための路網、機械、人材育成も含めて、またそういう資産価値として山主さんたちにしっかりとした木の価値観を持ってもらう。そして、いいものは付加価値をつけてしっかり売っていく。B材、C材というのは、バイオマス事業であったり、そういうことに使っていく戦略を立てる。そして、それをやるにはコストを安く出したり、量をたくさん出さなければいけないので、路

網を整備する。路網の整理をしたら林業機械が要るので、しっかりそこを台数がふえていくことが生産力につながりますのでふえていく。人材を育成する、自伐林家さんをふやすのも一つの手ですし、森林組合の職員をふやすのも一つの手ですし、何社かありますけど、自社で伐採搬出業をやっている人をふやすのも一つの手です。これを戦略的に考えて、これが県や国の今の施策と合わなければ、東白川村はこういうやり方が一番ベストだから、こういうことでやってきますと、これをモデルにしてくださいということを僕は言っていくといいかなと思っております。そんなような観点で森林政策をつくる、また一つ一つの支援をしていくということも大切だろうと思っておりますので、その辺の取り組みと、これを第5次総合計画にやっぱりこういうことを落とし込んでいくべきだと思いますが、まだ多分そういう作業はされていないと思っておりますので、それをやっていただきたい。

そしてもう一方は、今まで僕が話したということは、最初のスタートは全部ソフト事業です。ソフト事業というのは、そんなに大きなお金がかかるわけではないので、職員を配置するのは要りますが、やっぱり積極的に展開をしていただきたい。

財政調整基金もたまってきたこともありますけど、会計管理者にお聞きしますが、東白川の経常収支比率、今が80%ぐらいだと思うが、これを考えると独自の政策をある程度やれる財政であると僕は思っていますが、その辺もちょっと。大風呂敷をばあっと広げてやることはできないと思いますが、そういうソフト事業をしっかり立ち上げていくことは、この東白川村はできると思っていますので、その辺のところも再度お聞きして質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員のおっしゃることはよくわかるんですが、東白川村が森林の村であるということはどうに念頭に置きまして、いろんな施策をやってきております。また今後とも、今議員の言われるような、できれば人をふやすなり、そういうことができるように鋭意努力したいと思っておりますので、今後も御指導いただきますようお願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

固定資産税の山林の評価額のことでございますけれども、安いところとか高いところがあると思っておりますけれども、10円から20円の間で平均すると15円ぐらいではないかなというふうに思います。

保険の税率は1.6%ですので、15円としますと1町歩の評価額が15万円で、その1.6%、2,400ぐらいということになります。

全員協議会でも少し御質問ありましたけれども、固定資産税の評価方法ですけれども、宅地につきましては平の中に県の標準地がありまして、それをもとにして不動産鑑定士が村の標準値を鑑定したものをもとにしてかけておりますし、山林等につきましては、指示平均価額というのが県知事から通知されてきます。それをもとにして算定しております。それを下げて税収が下がるというこ

とは、簡単に言うとその分を地方交付税でもらうということになってきますので、村が一方的に評価額を下げたり上げたりすることは非常に難しい仕組みになっております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

経常収支比率につきましては、平成14年当時100%を超えておりました。この数値は政策的な財源がないという状況で、典型的な支出に全て回っておるということでしたが、現在は平成24年度決算で80.3%ということで、20%が計画的な財源の中から計画的な財源に回せる財源があるということでございます。

中身としましては、経常財源につきましては村税ですとか、地方交付税も入るわけですが、そういった財源に対しまして、支出、人件費にかかる経費と経常的な支出でございます。

改善した一番の要因は、まずは人件費でございます。人件費が抑えられてきているということ、それから公債費、借金の返済金が少なくなってきたというのが主な理由です。その経費については、有効に活用する必要があると思います。

○議長（安倍 徹君）

4番目は私の順番でありますので、議長席を服田副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（服田順次君）

議長を交代いたしました。

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、東白川村特別養護老人ホームの建設についての提案をいたします。

東白川村特別養護老人ホームの建設の提案書を11月の末に、村長並びに関係部署に提出をしておりますので、その提案書に基づき質問をしたいと思います。

最近、住みなれた東白川村で、家族に囲まれながら人生の終えんを迎えられない高齢者が多くなってきたように思います。これは、現在の村の状況からそうなっていると思いますので、まず村の現状と将来予測についてから入らせていただきます。

村の将来予測につきましては、たびたび申し上げますように人口減が着実に進んでおります。

ただ、過去と違っておるということは、平均的に下がってきたものが、高齢者は余り減少しない、そして25歳以上64歳までの生産人口が大幅に減る予想が立てられているということでございます。これは村が示した予測でもそうですが、私の推定では、約10年後には、30歳から64歳は690人ぐらいと思っております。それから、65歳から75歳の方は358人ぐらいになり、75歳以上628人というふうになっています。いわゆる減り方なんです、30歳から64歳というのは、今後10年間で290人ぐらい減るのに対し、高齢者は140名から150名ぐらいということになります。全体で、減るには

減るんですが、高齢者はそのまま残っているということでございます。

こういうことを今後考えていかなければならないと思っています。

その中で、独居世帯、高齢者だけの世帯は、24年度の集計では、869世帯ある中で179世帯、実に17.8%が高齢者と、あるいは高齢者独居の世帯になってまいります。

そしてまた、家族構成が2世代以上にあった時代は、介護の問題は家族の問題という意識がありましたが、核家族が急速に進んだことや女性の社会進出もあって、家族だけで介護することが困難になってくる時代において、この独居と高齢者のみ世帯は大きな問題になると思っております。

また、要支援・要介護、村が行っていますケアの問題なんですけど、これは一昨年度から比較しまして、136から162の方が要介護認定を24年度では受けておられます。これは、今までの集計から見ますと大幅にふえてきておるといことは、先ほど申し上げましたように、高齢者が着実にふえておるといことであります。

私どもの村は、生産人口が今後大変少なくなり、高齢者のみが残ってくるということは、やはり今まで積み重ねた村の活性化ができなくなるのではないかと。あるいは、生産する人が少なくなり、世話になる人が多くなる、いわゆる高齢化比率が高くなるということでございますので、これから起こる介護問題を重点施策に取り上げて、これを一つの村の姿としてしっかりやっていくグランド施策として取り上げる必要があるのではないかと思います。

そこで、現在は社会福祉センターや包括支援センターが機能して、ニーズに応じています。先ほど申し上げましたように、介護される側も多くなってきていることから、村の介護度3以上の高齢者に対する対策はこれでいいのだろうかを問うてみなければならぬと思います。動ける方々のケアについては村民保健センターの組織が大変しっかりしておりますので、これは十分に今はなされていると思います。

しかし、動けなくなった介護度3以上の方々の現状は、村以外のところへお願いをするよりいたし方ない。健康センターはございますが、数に限りがあり、いつも満杯状態であるということから考えますと、これは今後、この問題に対して考えていかなければならぬと思います。

そこで、私は今までつくるのが難しいと言われました養護老人ホームの建設を提案したわけでございます。

これは、いろんな問題点がありまして、村長が前回のときに御答弁をされておりましたように、いろいろなリスクもございまして。リスクもございまして、今ここで、この人口面から考えて、これは取り組むべき事柄だと思っております。

まず、提案の理由でございすけれども、1つとして、一生涯住みなれた村で村民が暮らせる環境整備をするということ。建設に関しては、東白川の土地が非常に安いということから、安価な土地の確保が容易であり、建設に土地の占めるコストがかかりにくいということでございます。それと、自然環境を生かした施設ができるのではないかと考えております。3つ目に、白川で養護老人ホームの建設の計画がありますが、村の年齢構成や待機高齢者から、この施設がつくられても、この施設が不足するということが予想されるということでございます。4つ目に、介護をする従事者

が必要になることから、人口対策、雇用対策として有効になるということでございます。5つ目に、村外へ出られた高齢者、いわゆる老人施設に入られる方は非常に孤独でございますが、村の中でつくれば、自宅を見にいかれたときに、その一帯の方に会うことも容易になるでしょうし、また、残された家屋の管理対策にもなると思っております。こんなことが提案理由でございます。

ただ、提案するについては、留意事項やリスクの面もございましてあわせて申し上げますと、建設資金の確保をどうするかという問題、それから村民の理解、介護保険料の負担が多くなります。これは、村長が出されたとおりでございまして、今の財政支出の方針が変わらない限り、村民の負担が多くなることは確実でございます。これをどのように負担減を図っていくのかということもあるでしょう。

それからもう1つは、留意事項として職員の確保というのがございます。これは経営でございますので、片手間でやるというわけにはまいりません。専門的知識のある、いわゆる経営のトップ、それからスタッフが必要になってまいります。これは村内にあればいいのですが、ない場合は村外からの雇用を図る必要がございます。それらが一つのリスクになるかもしれません。

あと、ボランティア活動、老人クラブとか健康福祉関連とか、そういうところの取り込み、どうしていくかということなんですが、特養をつくれば、その食料というものを確保していかなければなりませんし、提案ではその施設の中に菜園をつくるのを提案しております。これは、老人クラブや、それからてんとうむしガーデンがそこで作業をすることによりまして、そこではそんなにはできないとは思いますが、入所者とのコミュニケーションが図れるというようなことも検討しています。そしてまた、それによってボランティアを育成していくということで、広い意味で経費の節減を図れないかということも提案しております。

以上、東白川村特別養護老人ホームの建設の提案をいたしましたので、まず村長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○副議長（服田順次君）**

村長 安江眞一君。

**○村長（安江眞一君）**

安倍徹議員の質問にお答えをいたします。

住みなれた東白川村で、家族に囲まれて人生の終えんを迎えられない人が多くなるために、今提案の5つであります、まさにそのとおりでございます。大きな経済成長の陰で、家族制度は痩せ細り、高学歴時代を迎え、少子化が進み、医療の進歩で寿命が延びてまいりました。これが、今我々が生きている時代でございます。世の中のせいにするつもりではございませんが、議員の提案はよく読ませていただきました。なかなかしっかりした提案をしていただきまして、建設地から建設費用、そして運営費まで御提案をいただきました。

この件につきましては、大変大きな問題でございますので、きょう私がどうするかということはお答えはできませんが、よく検討をする必要がある問題であると考えます。

今までも、特養が必要ということで、サンシャイン等参加をしておりますし、またもう一つでき

るようで参加の予定をしていただきたい、一度お考えをとという話も聞いております。また、村の老健それらも考慮に入れながら検討をいたしたいと思います。

建設、福祉、介護等の職員において、プロジェクトチームをつくることを考えております。来年度、総合計画と同時進行になると思われませんが、調査費が必要な場合は26年度予算にしたいと思っております。

なお、御提案には社会福祉法人のアドバイスもあるようですから、この社会福祉法人は、前にも多分一度お会いしたことがあると思いますので、もう一度御紹介をさせていただき、その方たちの考え方も一つお伺いをしながら検討材料にしてみたいと思っておりますが、いずれにしても、きょう、それではやりますというお答えはできませんので、まことに申しわけございませんが、よく研究をし、職員の意見もよく聞いて、そしてまた各方面の御意見もお聞きしながら研究をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

○副議長（服田順次君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

この問題については、過去でも検討されたことがあると思います。

ただ、建設に関しては、なかなか難しい問題がたくさん出てまいります。私も、先ほど村長がおっしゃいましたように、この勉強をさせていただいておるところは、かつて越原保育園を老人化施設にするときに村を訪れていただいた方でございますし、そして村出身の方が介護にかかわっておられますので、その方とあわせて御指導をいただいております。

これは、運営の仕方によって大変赤字も発生する可能性もありますし、やり方によってはうまくいけるという話であります。ということは、経営の手腕が問われるものであります。もうけよということではございませんが、村の貧弱な財政を痛めつけるようなことになってはいけませんので、これはこの中でできる範囲内でやるべきではなかろうかと思っております。

その1つに、この提案書の中にも書いてありますが、今、病院問題、病院の中にある、いわゆる今財政の問題は、この特養のこの件に関しましてちょっとかわりがありまして、病院が今8,000万近くの村費を投入してやっと運営をしておる。その中の原因としては、今年度予算をもって調査をされておりますけれども、多分予測としては人件費過剰と出ると思います。この人件費の部分を、この特養をつくることによりまして、これは医師は兼任で結構ですが、看護師さんが必要です。それから、その他いろいろな専門職が必要になってまいりますので、その人員配置による人件費を分散させることによって、かなり経済的な効果が出てくるのではないかと思います。

老健を村長は拡充されるように提案をされております。これはこちらとして、当然老健は老健の役割がございますので、これは充実していくべきでしょうし、そして特養は、預かれば一生そこで面倒を見るという形になります。そういう形で、こういう施設も、この美しい村の中で、たくさんの用地が回ってみますとあります。提案書には1カ所しか示してありませんけれども、病院に5分

以内のところで建設すべきだと思うんですが、その用地はたくさんあるように思います。

あとは、やる気だけだろうと思いますし、それからこの特養をつくるということは一大事業でありますので、村民の皆さんの理解を得なければなりません。当然、先ほど申しあげましたように、費用負担はふえます。ふえますが、村が今進めておられる官民協働というのは、まさに住民が負担し、そしてまた官がそれに積み上げていくというのが官民協働でございますので、あと官のほうは、いかに経費を少なくするか、国民年金だけの受給者が大半である我が村にとっては、個人負担はある程度抑えていかなければならない。補助を対象にそこへ入れるのか、法人格ではなくて、村営でやればいいのかと思うんですが、法人格か村営かどちらかでやらなければなりませんので、そういう面もあわせて検討をしていかなければならないと思います。この辺の点については村長、あるいは事務局長が先ほどの病院の件で、どの程度進んでおって、方針を立てられておればお答えを願います。

○副議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今、議員言われるように、人員が、近くにあれば、いろんな面で節約できるということであろうと思いますし、またこういう福祉施設につきましては、病院もそうですけれども、余り自治体として、これによって利益を得るといようなことは考えられないと思います。どの程度の出費で済んでいくのかというのが大事なことであり、その中で人が生活するということですので、住民がどれだけの人員が働くのか、どれだけの人たちが食事をするのかということが村にとっては大きなことであろうかと思いますが、いずれにしても、少し細部にわたって研究をして結論を出して、そしてまた議会はもちろんです、村民の方々にもこんなぐあいになりますということは当然御相談申し上げて決定をしていくべきものと考えておりますので、また折に触れて御指導いただきたいと思っております。

○副議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

重複する部分がありますが、現在、診療所の老健は15床で運営しております。今後の動向も見ながらということで、増床も検討するよう村長の指示も受けております。

診療所内で部内協議も始めさせていただきました。当然のこととして、受け皿の準備ということで、26年度の予算でこれに必要な経費も予算化してまいりたいと思っております。

改修に要する経費が明らかになり、需要のほうも急務でということの判断になりましたら、早急な改修についても御相談申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、御提案をいただいております長期的な展望につきましては、前回村雲議員さんのほうから御質問をいただいた福祉施設についてのときと同じようなことになるかもしれませんが、福祉計画や福祉活動計画、それから村長の答弁のほうからプロジェクトチームをつくってということも

ございました。総合計画との整合性を図りながら、その計画の中に盛り込んでまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○副議長（服田順次君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

この特養の建設というのは、あらゆる面で東白川の経済的な援助にもなると思っています。

例えば、建設なんですけど、提案書にも書いておりますように、今東白川の、先ほど質問のありました建設の件なんですけど、杉材を利用して、これはほとんど切られておりませんので、つくったらどうかというのを提案しております。

耐震化につきましては、専門家の方にお話を聞いております。この規模のものだったら木造で大丈夫ということがございます。それは設計にもよりますが、これはユニット型といいまして、1人個室のものを提案したわけなんですけど、状況からそれは多人数的なものも組み合わせたいのではないかと思っております。

提案ですので、お答えは結構ですが、いろんな面で、これは東白川の一つの活性化対策になる、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、今はこの一番多い老人と言ったら失礼ですが、高齢者をどうやってこの産業体制の中へ取り込むかがこれからの課題になると思っております。

なぜならば、先ほども申し上げましたように、働くべき人たちが減ってしまっております。新しい産業を興そうにも、日本の経済形態が変わってきておまして、単純ないわゆる部品づくりとか、そういうのは海外へ行っておりますので、高度なものを呼べばともかくも、そこでの人口の増は望めないということで、あるものの中から経済対策を考えていく必要が、まず手っ取り早いのではないかなと思うわけでございます。

今、東白川の高齢化、介護の問題は、元気なうちはケアがしっかりしておりますので大丈夫なんですけど、これが足腰がちょっと弱くなったり、いろいろな痴呆が進んだりいたしますと、もう外へ出されてしましまして、なかなかその人たちの意見を聞く機会がございません。村長の目指す、先ほどもありました生涯にわたって楽しい、美しい村づくり、元気な村づくりということから考えますと、終えんまで面倒を見て初めてこの美しい村が完成するのではないかと思います。

物事は全部は一遍にはできませんので、行政も、私ども議員も、常病院そのことを思いながら、そのことを大事にしながら、これから問題提起をしていかなければならないと思っております。

今回は、いろんな方面へもこの提案書をお配りしておりますので、皆さんの意見も集められると思います。建設費用につきましては、ここに提示してありますが、もっと詳しいものが、お願いをしておりますので、これから出てくると思っておりますので、いろいろなことを参考にしながら、また提案をしていきたいと思っております。

村長、何か最後にございましたら一つお答えを願いたいと思っております。

○副議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

御提案でございますので、はっきりしたお答えができないということはお断りを申し上げたいと思いますが、いずれにしても趣旨はよくわかりましたし、提案書も非常に詳しい提案書をいただいておりますので、これに沿って研究をさせていただき、結論を出してまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○副議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

先ほど御質問いただきましたコンサルの状況が欠落しておりましたので、補足をさせていただきます。

契約をしてから1回目の報告会ということで、12月9日にいただきました。内容を受けましたが、まだまだ資料をこちらから提供する段階でありまして、すぐに報告できるような状態ではございませんので、まことに申しわけありませんが、今後の結果待ちというか、中間報告は今後に受けるというようなことお聞きをしておりますので、もう少し時間がかかるということで、よろしく願いしたいと思います。

診療所のあり方も含めて、限られた予算の中で、住民に最もふさわしい方向へ、住民の皆さんに御負担をお願いしながらの計画になるかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○副議長（服田順次君）

ここで暫時休憩いたします。昼食後、午後1時10分から再開しますので、よろしく願いをいたします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き、議会を再開します。

一般質問に入ります。

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは質問をいたします。

村長の進退と今後の村政運営についてでございます。

村長の今任期も残り少なくなってまいりました。8年間の在任期間は、前村長の死去に伴い、政策を受け継ぎながら、さらに村の発展のために御尽力されておられます。

就任当初は、実質公債費率も極めて高く、また財政調整基金も少なく、財政状況を立て直すこと

が一番の課題だったと存じますが、いつも村長が言っておられる身の丈に合った行政運営をしてこられたその努力の結果で、きょうまで目標も達成しつつあるのではと存じます。

一方、一部の都市を除いて全国的な人口減少、少子・高齢化、村ではさらに過疎化が深刻な問題となっております。これらの問題、特に人口対策に、あらゆる角度から真剣に取り組んでおられます。

平成25年度には、新規就農者が村外より5名見えることはすばらしいことです。中山間の厳しい条件のところですので、行政としてきちんとした受け皿対応が必要ではないかと思っております。おかげさまで、村には官民協働の村づくり推進の形ができつつあり、自分たちの村は自分たちで守るという機運が盛り上がりつつあります。

また、村の将来は隣の中津川市にリニアの駅の開設も決まり、濃飛横断自動車道を初め明るい展望も開けてくると思います。

そんな中で、村長は平成26年度以降、進退を含めて村の行政運営をどのように考えておられるか伺いたします。

**○議長（安倍 徹君）**

村長 安江眞一君。

**○村長（安江眞一君）**

今井保都議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問のように、少子・高齢化、人口減少、過疎化問題はいつも言っておるとおりでございます。これを阻止するために、次の第5次総においても、全てのベクトルをここに集中してやってまいりたいと、そんなことを考えておりますので、また皆様方の御指導をいただきたいと思えます。

それから、進退問題についてでございますが、適切な時期に適切な御質問をいただき、感謝を申し上げます。

結論から先に申し上げます。

2期8年にわたり村長を務めさせていただきました。皆様方に心から感謝を申し上げ、今限りで村長職を辞して後任に引き継ぐ覚悟でございます。

在任中は、村民の皆様、そして議員の皆様を初め各種団体、そして職員のみんに支えられて、どうか大過なく努めさせていただきました。あと4カ月余り、悔いのないように、特に予算の時期でもございますので過ごしてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御指導をいただきますようお願いをいたします。

8年前、思いもかけず前村長の御不幸に接し、右往左往する議会に在籍し、局面を打開するために村長を拝命いたしました。文字どおり浅学非才を顧みず、村民の皆様、議会の皆様、職員の方々の御指導と御協力を期待しながらの船出でございました。就任後間もなく、御質問にもございましたように、北海道夕張市の財政破綻が発表され、実質公債費比率という言葉が流行語となりました。岐阜県では、東白川村が県下ワースト第1位でございまして、一躍東白川村が有名にな

りました。そして、平均所得も同様に発表をされました。村内のモチベーションは下がる一方でございまして、加茂郡内は、美濃加茂市との合併破綻の後遺症、それぞれの町村が立て直しに頑張っておる時期でもございました。岐阜県は特に裏金問題が発生し大揺れ状態で、後に財政悪化のためにアクションプランを発表し、予算が厳しくなりました。道路など土木の予算が激減をいたしました。これは、現在まで尾を引いております。私どもの白川街道はそれ以前の予算で2車線化が完成し、村長拝命後に最後の白川橋の竣工式を迎えられたのはラッキーであった。先人の努力に心から感謝を申し上げたいと思います。交通安全に気を配りながら、利用をさせていただきたいと思っております。

一方、国は政権交代の激震がございました。しかし我々自治体は、政府の予算のおかげで生き延びてまいりました。東白川村も恩恵にあずかり、ワーストであった実質公債費比率も順調に低下し、25%の早期健全化基準18%の地方債発行許可団体をも大きく下回り、26.5%あった比率は24年度で12%と半減をいたしました。一桁台の市町村も多い中で自慢はできませんが、これ以上にならないように気をつけなくてはなりません。

また、村の蓄えである財政調整基金は、24年度で8億円となりました。8年前、1億円を切っていたことを思えば、災害と不測の事態に対する備えがある程度できたと考えております。今後は、多少のお金を使ってまいる投資もできるのではないかと期待をしておるところでございます。

しかしながら、8億円がそんなに多い金額でないことは、先ほどの一般質問でもお答えをいたしておりますので、なお来期も引き続き規律ある財政運営に取り組まなくてはならないと思っております。

それから、一昨年仲間入りをいたしました日本で最も美しい村連合に入るに当たり考えたことは、村に暮らす者が村のよさに気づき、誇りと自信を持って伝統文化と美しい自然を将来の村民に残すことでもあります。そういった努力する姿を子供たちに見せること、それがこの村へ子供たちが帰ってきてくれる原動力であると考えております。東白川村では、平成26年度第5次総合計画をつくる年度を迎えております。あと残された4カ月、この任期を総合計画作成のため、そしてまた次年度の予算決定のため、時期新村長がスムーズに仕事ができるようにしたいと考えております。その準備期間とさせていただき予定でございます。皆様方に8年間非常に温かくお世話になったことを心から感謝を申し上げ、今限りで退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔5番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

ただいまは、村長の決断ある勇退挨拶でございました。2期8年間、村の発展に御尽力をされまして、まことに御苦労さまでございました。

日本経済、長引くデフレの中で、歳入の大半を交付税に依存する東白川村、厳しいかじ取りであったと存じます。ここでまで財政を立て直していただきましたことに心から感謝を申し上げます。

次のリーダーに村を託す決心をされたようでございますが、任期は来年の4月でございます。平成26年度予算編成、その他どうか村のさらなる発展につながりますよう御尽力をお願い申し上げます。質問といたします。

○議長（安倍 徹君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休息といたします。CATVは退室をお願いいたします。再開は20分後の40分といたします。

午後1時20分 休憩

---

午後1時45分 再開

○議長（安倍 徹君）

再開いたします。

---

◎議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第6、議案第62号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第62号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成25年12月18日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいて、過疎地域自立促進市町村計画の変更ということで、2の産業の振興の中の農地の借り手に対する奨励金の交付、10アール当たり1万2,000円を10アール当たり1万5,000円に変更するものでございます。この計画につきましては、平成22年度から27年度の6年間の計画でございますが、今年度過疎債を充当しようとする事業につきましては、この計画で変更をするものでございます。9月にも変更しましたが、さらにこの部分を変更いたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（安倍 徹君）

日程第7、議案第63号 東白川村道の路線認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

##### ○産業建設課長（小池 毅君）

議案第63号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように道路の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月18日提出、東白川村長。

次のページになります。朗読をさせていただきます。

整理番号1、路線名、黒川・東白川線、起点、大字神土字一本枿134番22地先、終点、大字五加字薯蕷藪3357番地先。

説明資料のほうに地図をつけておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

1ページ目でございますけれども、これは美濃東部事業によりまして開設を行いました農道でございます。名称を黒川・東白川線ということで村道認定を行うというものでございます。路線延長が4,712.3メートル、うちトンネル部が819メートルでございます。

まず起点ですが、大口地内の新大口橋の右岸側を起点といたしまして、終点が黒川・東白川トンネルの町村境が終点となっております。以上でございます。

##### ○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

##### ○5番（今井保都君）

今、議案に出ました件ですが、農道から村道になった場合にちょっと格が上がると思ったんですけれども、それによって財産価値といえますか、交付税の措置とか、そういった東白川にとってメリットがあるのか伺います。

それと、この道路は、また白川町も同じ路線を持っておるわけですが、白川町も同じようなことで町道というか、そういう形になって、行く行くそれが足並みがそろって県道というか、そういうところになればいいわけですけど、まず足並みがそろっているのか、片一方だけ、東白川だけの農道が村道で、白川町のあたりの動きはどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

総務課長。

○総務課長（松岡安幸君）

初めに、交付税のほうでございますが、村道になることによって、延長・面積が両方とも加算をされて、多くいただける要因になります。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この農道につきましては、25年3月31日をもちまして、道路施設の財産贈与を白川、東白川がそれぞれ受けまして、これはもともと国の代行事業ということで、村へ帰属するというものでございます。村道に認定する場合のメリットというのは、先ほど総務課長のほうから申しましたし、白川、東白川ともにそろって認定道にさせていただくようにしております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質問ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 東白川村道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 東白川村道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号及び議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第8、議案第64号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第65号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2件を一括して議題としま

す。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

#### ○村民課長（安江清高君）

議案第64号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年12月18日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部を次のように改正するというので改正文が書いてございますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

非常にたくさんの条文改正が載っておりますけれども、改正の目的ですが、日本版ISA、ニーサといいますけれども、来年の1月1日から始まりますが、それに伴う改正が主なものでございます。

まず、1ページの第32条の5の2、公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収、それから次のページの第32条の5の5につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整理でございます。

それから3ページのほうに行きまして、附則第5条の7の寄附金税額控除における特例控除額の特例というの、地方税法改正に伴う条文整理でございます。

その次の第13条の3からでございますが、これがニーサ（NISA）の実施に伴う改正でございます。

まず、第13条の3は、上場株式等に係る配当所得の特例についてでございましたが、これは配当所得等になりまして、配当所得、出資金の配当と、それから預貯金の利子所得も対象になってまいります。

4ページの2行目のところに、利子所得及び配当所得というのがありますけれども、今までは配当所得だけであったものに利子所得が加わるものでございます。あとは、所要の条文の整理でございます。

6ページに行ってくださいまして、附則第15条からが、条文が大幅に変わったり、廃止になったりするものがたくさんございますけれども、15条は一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例ということで、改正前の下の欄の、6ページの最後から5行目、6行目あたりの括弧のところですがけれども、いろんな特例がありましたけれども、それがなくなって整理されてきております。

8ページのほうへ行っていただきまして、15条の2のところですが、改正前の上の欄を見ていただきまして、最後から2行目の下のほうの括弧のところですがけれども、当該村民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するというので、わかりにくい条文ですがけれども、500万円まで非課税とかありますけれども、それがこの部分に当たってきます。

そして、改正前の下の欄から10ページ、11ページにずうっと現在あるいろんな特例が、最後の18ページの付近までありますけれども、それは来年の1月からは廃止ということになります。

それから、19ページの第16条というところですけど、これは条文を整理してきて、第16条の2であったものが16条に変わるというものと、第2項につきましては、法改正に伴う条文の整理になります。

それから、20ページの下段でございますけれども、第16条の3で先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除というような特例もございましたけれども、これも廃止になります。

そして、22ページへ行きますと、第16条の4の条文番号を第16条の2に変えます。そして、第2項以降は、法改正に伴う条文の整理を行っております。

それから、27ページへ行っていただきまして、下段ですが、保険料に係る個人の村民税の課税の特例というのもございましたけれども、これについても廃止されました。

医療費控除と社会保険料控除で読みかえるというような特例がありましたけれども、これについても廃止になっております。

本文のほうへ戻っていただきまして、附則というところがございます。3枚ぐらいいくついていたところですけども、本文の附則でございます。

まず施行期日ですが、第1条、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第32条の5の2第1項、これに第32条の5の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成28年10月1日。

附則第5条の7第1項、13条の3及び第15条から第15条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は平成29年1月1日ということになっています。

それから、経過措置として、改正前の規定につきましては、今までの従前の例によるということになっております。

ニーサで1つの口座に限って500万円までは無税というのがあって、テレビ等でも非常に宣伝しておりますので口座開設される方もあろうかと思っておりますけれども、それ以外の利子及び配当所得につきましては、全体で税率が20%で、そのうち地方税が5%になっております。この条例では3%となっておりますけれども、県税が2%、村税が3%ということになりますので、よろしく願います。

次に、議案第65号へ行かせていただきたいと思っております。

議案第65号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年12月18日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するということで、こちらも新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

29ページの第23条のところは国民健康保険税の減額というところで、30ページのほうへ行っていたと特定継続世帯というのがございまして、夫婦2人の世帯で、片方が後期高齢者医療に変わ

られた世帯でございますけれども、その世帯については、国保に残られた方の保険料を減額するというのがございます。当村においては、1円未満の端数は切り捨てで条例改正をお願いしておりましたし、ほかの市町村では100円未満切り捨てとか10円未満切り捨てとか、いろいろなやり方で改正をしたところがありますけれども、共通した通達が出されまして、被保険者の利益になるように円未満は切り捨てしないで切り上げするという通達が出されましたので、それぞれ1円ずつでございますけれども、減額する額をふやして被保険者の利益になるようにするというものでございます。

あと、32ページからの保険税算定の特例の関係の規定につきましては、税条例の改正と同じ趣旨のものがほとんどでございます。条文の書き方については、非常に難しい書き方が多いですけども、ニーサの導入に伴って国税の関係の法律、それから地方税法等が変わってきておりますので、それに伴って関係条文を変えさせていただくものでございます。

本文のほうへお戻りいただきまして、附則でございます。

附則のところですが、（施行期日）第1条、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は公布の日から施行するということで、ニーサ（NISA）にかかわるもの以外につきましては、公布の日から施行になります。

それから、適用区分ですが、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2としまして、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。以上です。

**○議長（安倍 徹君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 服田順次君。

**○4番（服田順次君）**

この附則のところの平成28年1月1日から施行というやつと29年のやつと、来年からじゃないという理由は何か機械が入らんとか、そういう理由ですか。

**○議長（安倍 徹君）**

村民課長。

**○村民課長（安江清高君）**

この第1条の第1項から第7項までにつきましては、平成25年度分の保険料から適用になります。それから、それ以外の部分につきましては、29年度分から適用ということになっています。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

いや、僕が聞いておるのは、3年間は今のままで、現行ですっとということで、なぜ28年からになるか。そして、29年からになるかという。早速できないのは機械の導入がおくれるからなのか、どういう理由で施行が28年からになっているんですか。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

役場のシステムの都合とかそういうことではなくて、もともになる所得を把握する税法改正の適用時期、地方税法とか所得税法の改正によって時期がございませけれども、その適用と、それから国民健康保険税の改正の適用はあわせて行います。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから議案第65号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから議案第65号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第10、議案第66号 東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第66号 東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年12月18日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を次のとおり改正するというので、第3条に次の1項を加えるということで、第3条の2項としまして、当分の間、前項に規定する延滞金の年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず各年の特例基準割合とするということでございます。

税以外の諸納付金につきましては、延滞金は7.3%というふうに条例で決まっておりますけれども、村税条例、それから国保税条例、介護保険条例等で前に改正をお願いしておりますけれども、その割合が、国税庁が告示する割合がございますけれども、それに1%を足した割合に軽減するという措置が来年の1月から始まります。本条例以外の条例につきましては、既に改正をさせていただいておりますけれども、本条例につきましても改正をお願いするものでございます。

附則としまして、（施行期日）第1条、この条例は平成27年1月1日から施行する。

（延滞金に対する経過措置）第2条、改正後の本条例第3条第2項の規定は、延滞金のうち平成27年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとなっております。

新旧対照表も載せておりますけれども、同じ条文が書いてございますので、そちらの説明は割愛させていただきますけれども、今の低金利時代でございますので、延滞金を引き下げるという条例でございますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号 東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分

等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第67号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第11、議案第67号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第67号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年12月18日提出、東白川村長。

1 枚おめくりいただきまして、東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を次のように改正するというので、こちらにも新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第20条以下は1行ずつ繰り下げさせていただきまして、新しく第20条を追加します。ここは共益費でございますが、今まで共益費につきましては、浄化槽の管理費とか電気料等必要な経費を入居者から負担していただいておりますけれども、それをこの条例に明文化させていただくものでございます。

20条の1項として、村長は前条第1項、前条第1項というのは共益費のことですが、その費用のうち入居者の共通の利益を図るため、特に必要と認められたものを共益費として入居者から徴収することができる。村営住宅の管理費のうち一部を共益費として徴収するというようなことでございます。

第2項、入居者が月の途中で定住促進住宅に入居し、または退去したときの共益費の額は日割り計算により算定する。

3項、入居者は毎月10日までに共益費を納付しなければならない。

あと、21条以下は条文を繰り下げさせていただきまして、45ページのところですが、別表の改正で、定住促進住宅で木曾渡で2棟が完成いたしましたので、別表第1としてそれを追加させていただいております。今までは定住促進住宅として、後半の部分が現行の改正前ですが、一本で書いてありましたけれども、番号をつけさせていただきまして、現在ある4棟は、4号はなしで1号棟から5号棟、それから新しくできたものが6号棟と7号棟というふうにさせていただきたいと思っております。

それから、46ページのところは別表第2の改正でございまして、第13条と第20条の2つをふやしまして、13条関係というのは家賃でございます。それから20条関係が新しく追加させていただいた共益費ということで、額を決めさせていただくというものでございます。現行の1号棟から5号棟

の家賃4万円は変わりませんが、共益費が4,000円、それから新しくできた6号棟及び7号棟の2棟でございますが、1カ月の家賃は3万円、共益費は4,000円というふうに定めさせていただきたいと思います。

本文のほうへ戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日、この条例は平成26年1月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

この共益費については、先ほどの説明である程度わかるんですが、特定財源として使われて、今までの個人負担の分というのは財源化されて予算内で動いていたのか、それとも全く議会を通らない見えない部分で集めて支出していた形だったか、今まで現行はどうだったかというのを確認したいんですけど。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

共益費につきましても、予算に計上させていただいております。

そして、条例でございますけど、ほかの住宅条例については、共益費という条文は明示してございましたけれども、この定住促進住宅条例だけが条文が欠如しておりましたので、追加させていただきたいというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ちょっと1点、疑問なので質問だけをしておきたいんですけど、共益費の納付についてはうたってあるんですが、一旦集めてしまった特定財源というか、支出に当たって、例えば家賃ですと、建てた費用の償却ですとか、そういうことに使われるという意味で、ここに書いてありますように条例については共通の利益を図るために集めるとは書いてあるんですが、実は村が支出することについて述べている条文があるのかないのか。要は、住民側が、集めた4,000円に対して正しく使用していただけることを条例の中で保障されているかどうかということについてはどうお考えか、もしどこかに規定してあれば別ですけど、伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

共益費の額につきましては、主に合併浄化槽の管理等の費用をずうっと支出しておりますけど、それをもとにして算出してあります。

ほかに特に規定というふうではございませんけれども、その費用を賄う、全額とは言えませんが、費用はいただいております。

そして、予算上は特定財源のところに、住宅の家賃も同じですけども、計上されております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

これは、今回の条例案に反対するという意味ではなくて、このように住民側に義務を課す条文があった場合、その裏返しとして、村もしくは村長側に一定の責務、義務が生じるような条文も同時に上げないと、これではただ一方的に共益費を取られてしまって、その共益費をどう使ってもらえるかということについての保障がない状態で、ただ支出するということにもなりかねませんので、今後こういうことをどう考えていくかも含めて、僕のほうとしては疑問が残っているということでちょっとお伺いして、これに対して別に問題ないよということでしたら問題ない、あるのかなのか、今後検討しなきゃいけないかについてちょっと御意見を伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

電気料等は、個人の部屋の部分については個人から払っていただきますし、それから清流荘のように共用部分が多いところだと、共益費の一部について共益費として負担していただくということでございますけれども、村が経費として支出している以上の費用について、現在のところいただいていないということでございますけれども、今後また新しく住宅等もたくさんできてきますので、その算定には十分に検討していきたいというふうに思います。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号から議案第72号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第12、議案第68号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から日程第16、議案第72号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を補正関連のため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第68号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,502万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,438万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成25年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

5ページの第2表 地方債補正。

公共事業の起債でございます。

限度額を1,500万から1,750万と、250万円を増額するものでございます。その増額につきましては、国道256の改良の負担金40万、それから防災安全対策の交付金事業という、路面の修繕事業ですが、それに210万、合わせて250万増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありませんので、省略をさせていただきます。

次の7ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略させていただきまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入、11款2項3目民生費負担金、補正額26万5,000円。養護老人ホームの入所者への負担金の増でございます。日本ラインのほうへ1名増でございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額2万円の減。せせらぎ荘の夜間利用の減額でございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額498万8,000円でございます。県の市町村再生エネルギーの導入補助金で、太陽光の発電と蓄電池の整備分でございます。

それから、3目の民生費県補助金349万8,000円。新体系定着支援事業補助金、ここが3万8,000円の新規の増でございます。それから、地域子育て創生事業補助金54万1,000円の減額でございます。それから、子ども・子育て支援新制度施行事業補助金400万1,000円、新規でございます。

それから、6目農林水産業費県補助金25万円の追加でございます。県単治山事業の補助金、陰地の柵枝の治山工事の部分でございます。

8目の土木費県補助金3万1,000円。土地利用の交付金の決定による追加でございます。

次のページの、3項2目総務費県委託金、補正額3,000円。保健福祉調査の委託金の追加でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額23万6,000円。県の町村会特別会計からの寄附でございます。

18款1項1目繰越金、補正額2,214万4,000円、前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額113万円。社会福祉協議会への委託事業の前年度精算分125万1,000円でございます。ホームヘルプ事業、それからデイサービス事業に係る分でございます。結核検診料2,000円の減、新予防給付ケアプラン81万2,000円の追加、元気な産地改革支援事業負担金93万4,000円、これはトマトハウスの整備の白川町からのいただく部分でございます。

次のページの、福祉医療の第三者納付金3,000円の追加。

20款1項8目の土木債、補正額250万円。256の改良の部分と防災安全の、先ほど言いました路面の修繕部分でございます。

次に、12ページの3. 歳出、2款1項総務管理費、補正額が18万9,000円。総務の一般管理費18万9,000円でございます。賃金につきましては、運転手の賃金の補正が12万円、その下の役務費、それから使用料賃借料につきましては6万9,000円ほどございますが、ふるさと納税をコンビニでできるようにする手数料、それから使用料でございます。

6目の企画費608万8,000円。企画費一般では110万円、空き家対策事業の補助金50万円。まず活用事業で1件分20万、それから家屋の改修ということで1件分30万円、合わせて50万円でございます。それから、老朽空き家の解体で、一応2件分ということで、60万をとりあえず計上させていただきました。それから、再生可能エネルギーの推進事業費ということで498万8,000円、先ほど歳入の県の補助金にございましたが、庁舎と中学校、それから五加センターの再生エネルギーの設計をするものでございます。

7目の交通安全対策費9万2,000円。交通安全対策費の防犯灯の設置で、五加のフジヤさん宅下に2基設置の予定でございます。

10目地域情報化事業費74万1,000円、CATVの番組等制作運営費で18万8,000円ということです。次のページをめくっていただきますと、番組の制作の消耗品、それから使用料につきましては、音楽と脚本の著作権の使用料でございます。それから、備品購入費につきましては、番組編集用のデータ保存のハードディスクを購入予定でございます。それから、CATVの機器の管理運営事業に

つきましては55万3,000円ということで、消耗品と、それから工事請負費につきましては電柱の支障移転工事でございます。下親田の一木線の改良、それから加舎尾、中谷、神付地内の中電の移転による支障移転でございます。それから備品購入費は、持ち出し用のタブレットを1つ購入する予定でございます。

それから、2項2目賦課徴収費、補正額15万8,000円。賦課徴収費15万8,000円、郵便料の追加と、償還金のところでは還付加算金、還付償還金の追加でございます。

14ページの5項1目統計調査費、補正額4,000円で消耗品の追加でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額59万4,000円。国保会計の繰出金でございます、59万4,000円。財政安定化支援事業の繰り出しでございます。

2目の福祉医療費、補正額ゼロで財源補正でございます。

3目の保健福祉費244万2,000円、介護保険特別会計への繰り出し337万5,000円、2,700万円の12.5%部分でございます。障害者地域生活支援事業93万3,000円の減額。臨時賃金の減額と、それから委託料につきましては、白竹の里としおなみ苑で一般相談事業が開設されるということで、それを関係町村5町村で委託費を分割するものでございます。それから、扶助費につきましてはデイサービスの身障者分の109万3,000円減でございます。障害者自立支援事業につきましては、財源補正でございます。

次の15ページでございますが、4目の老人福祉費の高齢者等外出支援事業、消耗品、スタッドレスタイヤの購入でございます。老人福祉費一般につきましては15万7,000円の減額、システムの不用額の減額でございます。老人ホームの入所者措置につきましては、日本ラインのほうかふえるということで96万6,000円の追加。介護予防ケアマネジメント事業につきましては27万3,000円の追加、ケアプラン作成増による賃金の補正でございます。高齢者共同住宅事業6万円の減、ナイトデイの委託料の減でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額303万円、子育て支援事業303万円でございます。需用費のほかに委託料で、子ども・子育て支援委託料ということでニーズ調査の決定による減額、それから次のページに子ども・子育て支援システムの構築委託料、新規でございますが、327万3,000円でございます。

それから、2目認可保育所費95万9,000円、みつば保育園の運営費でございます。職員手当、共済費、それから賃金につきましては、延長保育等によりそれぞれの追加でございます。それから、備品購入費につきましては、ガス炊飯器が故障したということで購入をさせていただきたいと思えます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額16万9,000円、保健衛生総務費の人件費の補正でございます。

2目予防費、補正額1万3,000円、予防接種事業でございます。高齢者のインフルエンザ接種料の補正でございます。

それから、次の17ページへ行っていただきまして、5目環境対策費、補正額300万円、環境総務

費で簡易水道の繰出金でございます。林道一木線の改良に伴います水道管の移設に係る部分でございます。

6目廃棄物対策費142万7,000円、一般廃棄物142万7,000円ということで、印刷費につきましては可燃ごみ、それから不燃、資源ごみ、それぞれ袋を作成するものでございます。修繕料は、パッカー車の修繕でございます。

6款1項2目農業総務費、補正額15万円、職員手当の追加でございます。

3目の農業振興費144万9,000円。初めに1つ目が耕作放棄地対策事業11万7,000円、農地流動化の1反当たり1万5,000円という事業ですが、これの面積が確定したということで、不足分を補正するものでございます。ちなみに面積が34万8,308平米でございます。

園芸振興対策費66万7,000円、次のページの一番上に雨よけハウスの整備補助金でございますが、その下の元気な農業の支援補助金は補助事業でございますが、ここで対象にならなかったトマトのハウスの支柱の部分に村単補助2分の1を出すものでございます。それから、その下の元気な農業産地構造改革支援事業66万5,000円がトマトハウスの整備費確定による補助金でございます。

7目農地費、補正額が570万1,000円。農地総務費6万5,000円、中山間の事業の事業費の確定による22万5,000円の減額と土地改良事業の償還負担金29万円でございます。中川原水辺公園の管理費563万6,000円で、借りておりました公園の用地2,965平米を購入するものでございます。

2項1目林業総務費、補正額10万円、職員の手当でございます。

2目の林業振興費250万円、危険木の除去委託料ということで178本分の委託でございます。

3目の林道総務費142万7,000円、次のページへ行っていただきまして、職員の手当、それから共済のほかに工事費といたしまして、栃枝谷の工事確定による補正でございます、51万円。それから電柱移転の補償ですが、一木線の改良によります電柱移転でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額110万円でございます。商工振興費で、1つは超勤手当、もう一個は商工業新規開業支援補助金ということで、長瀬地内の倉庫・事務所を取得して事業を行う方の2分の1の100万円の助成でございます。

2の地域づくり推進費51万2,000円。地域産業活性化対策事業19万円。地場産業振興の補助金ということで3月15日から16日、久屋大通公園で旅まつり名古屋2014が行われます。それに出展をしていただき、村のPRを行っていただくものでございます。

それから、20ページ、こもればの里管理事業32万2,000円、製氷機の故障により補助をするものでございます。3分の2補助でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額24万2,000円。土木総務一般につきましては財源補正、それから公共施設の自主修繕事業につきましては、中通地内の木橋の修繕に係る部分でございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額144万3,000円。消耗品につきましては除雪機のバッテリー更新、それから機械の借り上げ料につきましては、これから除雪等で必要になるため補正をさせていただきたいと思っております。

それから、次のページの工事請負費で、標識の撤去工事、危険な看板を調査しましたけれども、

2カ所ほど危険だということで、森林組合の付近、それから越原橋付近の村道の標識2カ所の撤去でございます。それから原材料費につきましては、道路の舗装の補修合材でございます。負担金につきましては、県道・国道の改良の負担金の部分でございます。防災安全対策事業は財源補正でございます。

9款1項2目の消防施設費、補正額8万円の減。消防用ホースの8万円の減額でございます。

10款2項1目学校管理費、補正額48万4,000円。小学校管理費で28万4,000円、賃金の不足額の補正、それから修繕費につきましては黒板の修繕でございます。小学校の維持管理費20万円、施設修繕ではプールの塗装の修繕でございます。

スクールバス管理につきましては、補正額はゼロでございます。予算の組み替えでございます。賃金のほうで30万円の減額、それから需用費のほうで13万円、それから役務費は2万円、それから備品購入費では15万円ということでございます。備品につきましては、油圧式のジャッキを予定しております。

3項1目学校管理費、中学校管理費につきましては11万4,000円の修繕料の減でございます。

5項1目保健体育総務費、補正額が9万7,000円でございます。スポーツ推進員の費用弁償、それから職員の普通旅費の補正でございます。以上です。

#### ○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

#### ○村民課長（安江清高君）

議案第69号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,073万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年12月18日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正から6ページまでの朗読は省略させていただきます、7ページからごらんいただきたいと思います。

#### 2. 歳入。

9款1項1目一般会計繰入金39万7,000円。財政安定化支援事業に係る繰入金でございます。

10款1項1目繰越金54万5,000円。前年度繰越金でございます。

8ページをごらんいただきまして、3. 歳出、6款1項1目介護納付金、補正額51万3,000円、介護納付金の増額補正でございます。

10款1項3目償還金、補正額42万9,000円。前年度交付金精算返還金と書いてございますけれども、いろいろな交付金がございますが、平成24年度の高額医療費共同事業交付金が払い過ぎになっておりまして、その精算返還金42万8,240円でございます。

次に、議案第70号 平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成25年度東白

川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,656万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,498万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの事項別明細書の総括表の朗読は省略させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思っております。

給付費については、全体的に2,700万円の増額を見込んでおりますので、主にそれに伴う歳入の補正をお願いするものでございます。

まず2. 歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額4万9,000円の減。これは保険料の滞納繰り越し分でございますけれども、実績見込みに基づいて減額させていただくものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額533万円。ここは国庫の介護給付費負担金で、原則が20%、一部15%のものもありますけれども、20%が原則でございます。

3款2項1目調整交付金243万円。国保調整交付金は給付費の9%でございます。

4款1項1目介護給付費交付金783万円。これは支払基金から来るもので、各医療保険保険者が支出するものでございますが、介護給付費の29%相当でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額344万5,000円。県の負担金につきましては、原則として12.5%、一部は17.5%でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、村が繰り入れしなければならない部分につきましては、給付費の12.5%相当額になっております。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金459万円。介護給付費のふえる分から、今までの特定財源を引いた分については被保険者の負担ということで、本来は保険料で賄うものでございますけれども、そのために準備基金が用意してございますので、その基金を繰り入れするものでございます。

7款1項1目繰越金、補正額38万3,000円の減。前年度繰越金が減ですが、これは事務費等が減額になっているもの、それから保険料収入も4万9,000円の減でございますので、その分が前年度繰越金で調整をさせていただくものでございます。

次のページをごらんいただきまして、3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額43万2,000円減。旅費が43万2,000円となっておりますけれども、みまもりのわ事業として保健センターで実施しておりますが、個人の車を借り上げて費用弁償する事業もございまして、それについて減額の見通しでございますので、減額させていただくものでございます。

それから2款1項1目、ここからが保険給付費ですが、居宅介護サービス給付費、補正額2,320万円の増。居宅介護サービスの給付費用につきましては、約16.1%の増額見込みでございます。

2款3項1目高額介護サービス費、補正額60万円。高額介護サービスにつきましても、おおよそ16.9%の増額を見込んでおります。

2款4項1目高額医療合算介護サービス費40万円で、保険の高額療養費と介護の高額サービス費を両方合わせて高額になる方についてはまたこちらで支出しますが、40万円ですけれども、率としては71.4%増の見込みでございます。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、こちらも補正額280万円の増で、およそ31.3%の増を見込んでおります。

介護保険は以上にさせていただきます、次が簡易水道特別会計でございます。

議案第71号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,501万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの事項別明細書の総括の朗読は省略させていただきます、7ページをごらんいただきたいと思っております。

2. 歳入、2款1項1目一般会計繰入金、補正額300万円。一般会計からの繰入金ですが、歳出で説明します一木線の改良に係る支障移転工事の費用に充てるものでございます。

3款1項1目繰越金、補正額102万1,000円、前年度繰越金でございます。

9款1項1目雑入、補正額23万9,000円。こちらも歳出で説明させていただきますが、大明神の低区配水池のテレメーター回線に落雷がありまして、それに伴う災害共済金の支払いでございます。

3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額9万円。職員手当として、夜間の水道の故障等が多くありまして、その超勤手当の補正をお願いするものでございます。

それから、2目使用料徴収費、補正額6万9,000円。臨時職員の勤務必要日数がふえてまいりましたので、その補正をお願いするものでございます。

それから、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額44万1,000円。生活近代化事業実績報告書作成委託料と書いてございますが、現在、国庫補助事業を進めておりますけれども、その書類整理等で職員だけではなかなか間に合わないの、作成についての委託を行うものでございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額366万円で需用費が66万円。施設修繕料ですが、歳入のところでも申し上げましたように、上親田の岩屋線の埋設されておる水道管が漏水しておりますので、その修繕を行うものでございます。

歳入で申し上げましたのは次のページのところでございまして、大明神低区テレメーターが落雷で被災をいたしましたので、その修繕が24万円。これは全額を共済金で賄うものでございます。あと、現在下親田の一木線の改良工事を実施しておりますが、その水道管の支障移転工事が必要でございますので、工事請負費として300万円の補正をお願いしておるものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第72号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ315万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,252万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年12月18日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1. 総括の歳入と6ページの歳出の朗読を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

2. 歳入、1款1項3目外来収益、補正額9万円。過年度分ということで、外来収益の滞納繰越分の決算見込みによる増でございます。

5目その他医業収益、補正額4万9,000円、うち現年度分、その他収益で4万8,000円に過年度分その他医業収益の滞納繰越分で1,000円、合わせて4万9,000円を追加するものでございます。

1款2項1目老健収益、補正額13万円。老人保健の滞納繰越分13万円を追加するものでございます。

5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額30万円の減。医療設備等整備基金繰入金を当初予定しておりましたが、前年度からの繰越金で賄えるため、今回、減額補正をするものでございます。

7款1項1目雑入、補正額3万6,000円。説明欄の診療外介護収入（滞納繰越分）7,000円、その他医業外収益2万5,000円、その他医業外収益の滞納繰越分4,000円を追加するものでございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額25万円。診療所の施設整備指定寄附金ということで、3名の方からそれぞれ御寄附をいただいたもので、25万円を受け入れするものでございます。

9ページ、3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額7万8,000円の減。職員手当の決算見込みによる7万8,000円の減額でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額28万2,000円。同じく職員手当の住居手当費の28万2,000円を減額するものでございます。

2目医療管理費、補正額304万5,000円の減。説明欄の委託料で診療業務委託料304万5,000円。これにつきましては年度当初、総合医療センターへ委託する事業費として416万を見込んでおりましたが、半期分を支払いまして年度見込み額を算出しましたところ、304万5,000円の不用額が発生する見込みとなりましたので、今回減額するものでございます。

3款1項1目基金積立金、補正額25万円。診療所の医療設備等整備基金積立金として3名の方からいただいた財源の積み立てを25万するものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

9ページの一般会計、歳入の養護老人ホーム入居者の負担金の26万5,000円というものと、15ページの老人ホーム入所措置事業の96万6,000円の2つがあるわけですが、多分関連だとは思いますが、この入所者負担金の26万5,000円というものの内容と、この老人ホーム入所措置事業の96万6,000円、これは毎月の入所者における負担金かと思うんですが、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

まず歳入、9ページの26万5,000円の養護老人ホーム入所者負担金につきましては、新たに9月20日に入所をされました方と一部施設をかわられた方がございますが、月額3万9,800円の6カ月分と、途中入所の分については日割り計算ということで、合わせて26万5,300円になりますので、歳入として入れさせていただきました。

次に、15ページの老人ホームの入所措置事業費ですが、これは施設のほうへ支払うもので、日本ラインに5名の方と慈光園に1名、長楽荘に1名、現在7名の方が入所してみえるわけですが、このうち一部介護保険の適用になりまして、介護加算が加わって、月額が増額したものでございまして、新規に入所される方と合わせて算出しました保険料1カ月分の総額で96万6,000円が不足するというので、今回補正させていただきました。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の歳出の商工費の商工振興費のところですが、商工業新規開業支援補助金の部分なんですけど、これは前年度に2件支出されたやつの今年度の新しい支出分だと思うんですが、これの判断基準についてちょっと伺いたいんですが、前年度の分につきましては2つの事例があったと思いますが、片方は世の中になかった法人が新たに発生したもので、無条件で新規事業だということが証明できる事例だったと思います。

もう1個の事例は、村外において、もう事業はされていたものを新たに村内で事業を建てるということで、村内においては新たな事業という認定でされたものだったので、この2つは割と迷うことなく支出をされていたのはわかるんですが、多分今回の支出は、一定の基準の中でかなり判断を迷われたんじゃないかと思います。

なぜならば、村内に在住の既に一定の事業を行ってみえた方が住所を移した場所に、また新たな事業を展開するということが、法人ですと新しい事業というのは、登記上新しい事業だということは証明しやすいんですが、個人の場合は、それが果たして新しい事業だということをどの段階でどう証明するかというのは、言った者勝ちという部分がどうしても出てしまうので、この場合、住所地が違うというところなんかは、これはちょっと質問の答えを待ちますが、どの基準をもってして新規事業だという判断をされたかというところをきちんと御説明いただきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長。

○産業建設課長（小池 毅君）

この新規事業の主要事業の採択の基準についてが質問の趣旨だと思いますけれども、要綱によりますと、事務所等の施設の新築・改築、それから設備に係る必要経費等につきまして、新規で始める場合の基準ということにしております。今回の場合ですが、今度新規で始められる方につきましては、従来、まきの事業もやっておみえになりましたが、一つの関連ではございますけれども、今度新たに障害者自立支援の入所者の方に委託をして、在庫管理等の事業を始めたということで、それを一つの解釈といたしまして、その地域で事業を行うという判断を行ったというわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

この場合、もう一度確認をしたいのは、実は法人の場合は、登記上、新規事業であるというのは本当に簡単に証明できるんですが、個人の新規事業というのは、これは新しい事業だと言い切ってしまうと何でも認められるという可能性があることと、実は要綱の中に新しい場所、要は新しい住所をもってして事業所を開設した場合なんですが、これも個人の場合は、どこをもってして新しい事業地でやっているかということが証明しにくい部分がありまして、この辺は慎重にしてほしいということで、認めるのが嫌という意味じゃないですが、これを認めますと、今後、新たな事例が発生したときに、判断基準がなし崩しになってしまっていて、ちょっとした書類上の操作で幾らでも新規事業というのが認められる可能性があるんで、気をつけていただきたい反面、逆に今回認められたことによって、なるべく多くの事業所が事業拡大をしたり、内容を改定していくときには、できる限り出していただける方法へ判断をしていただきたいと、あえてこの質問を入れさせてもらいました。

それで、ちょっと関連ですが、今のは質問の趣旨でしたけど、同じ項目でもう一個質問を重ねさせていただきたいんですが、実はこの事業というのは、例えば今までですと、浄化槽の設置、それから太陽光のパネルの問題、それからごみの処理なんかの場合は、村が一定の量を確保したい、ふやしていきたいということによって予算をつけておきまして、その予算をもとに全体の事業をしっ

かり確保していくというふうに担当者が動いていたと思います。

しかしながら、この事業は本来新規事業をふやしたい、要は雇用をふやしたいという村長さんの意向を酌んだ上での事業として認めたはずなんです、このように毎回毎回補正によって、申し込みがあったら出す、申し込みがあったら出すというやり方を、あえてそうではなくて予算の中に、もう年間でどれだけの予算を出すから新規事業者をふやしていくというような目標を本来持ってやるべき事業ではないかと僕は考えるわけなんです、このように申告があったら出してあげる、申告があったら出してあげるというだけでは、決して新規事業者がふえていくのを積極的に応援しているとは言いにくいような気がする、ちょっとこの辺の考え方を最後に確認だけしておきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

まず個人の場合のという御質問でございますけれども、当然村内で新規に起業される方は、個人の方もたくさんお見えになるかと思っておりますけれども、この場合、この事業のチェックにつきましては、商工会の意見を聞いて村が判断するということになっておりまして、行政、商工会と2つの機関で内容を精査させていただくということで対応をさせていただいております。

それから予算の関係でございますけれども、この申請の頻度が当初はない状況でございましたので見てはおりませんでした、今後、PRにつきましてはもう少し、年度初めの自治会を介しての配布物ですとか、それからホームページ等には、現在広告はしておりますけれども、もう少し積極的に広報いたしまして、起業を検討される方には、前もって早目に御相談をしていただくというようなことを踏まえて、今後広報をしていきたいというふうに考えております。

また、その頻度が高くなってくれば、当初から組むということも考えていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ちょっと1点だけ、実は今回の事例がたまたまそういう事例になってしまったんですが、商工会が判断基準の一つに入るといえるときに、福祉事業等でも本来は開業という形になるはずなんです、単純な福祉事業だと、どうしても新規開業の中の、商工会とは無縁ですので、商工費には対応になりません。

今回、少しグレーだと思うのは、相手先の関連に福祉関係がいて、それを支援する形で商業事業所が立ち上がったという事例を、これをもしお認めいただけるんだったら、ひょっとしたら、今後村内において福祉事業等で新規事業所を立ち上げるようなときにも、これがもしかしたら応用できないかなんてことを実は悩んではいたところへ持ってきて、この事例が発生しましたので、その

判断を今いただいてもいいですし、今後、同じように事業が拡大していくということは、本来雇用の場をつくっていくのが目的だったはずですので、これは福祉事業だから対象にならないとかなるとかという判断基準を、できればどうしていただけるかを今お答えいただけるか、将来の課題にしていただけるかだけちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

参事。

○参事（安江弘企君）

今のお答えですけれども、福祉の関係でいろいろ開設するということには、国・県の補助金が比較的多いわけでありまして、今の商工会の関係の新規事業者というのは余り補助金がないので、今回村単ということですが、今後検討させていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

今の商工業の新規の開業の関連になるのもあるんですが、確認で、これは非常に目安がわかりにくいくところもあるんですけど、今のお話で、村と商工会が一応判断するという事で、商工会員さん対象ということによろしいですか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

商工会員が対象ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

今、商工会員が対象ということでしたので、商工会員であれば、先ほど2番議員が質問された福祉関係等でもオーケーという判断でよいのか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

現在の規則の中に、まだその辺が明確になっておりませんので、もう少し内容を検討させていただきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

新規事業でやられる方というのは、いろいろスタートする事情が違いますので、いきなり商工会に入る場合もあるし、大体の方は始めて少しやられてから入る可能性のほうが高いと思うんですが、その場合は商工会員でない方も当然あるわけです。そういった場合は、またどうお考えかということと、今の判断基準でちょっとグレーな感じがするところも多いわけなんですけど、今後、こういう施策は前向きにやっていくと思ってもよろしいですか。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

新規開業については、いろんな考え方があるところですが、なるべくなら会員に入っている方、それから今までやっておいた事業のほかの面についてもちょっと大きくして、ほかの事業を取り入れたいというような方については、多少グレーであっても認めていくというつもりでおります。

ただ、予算にそういうものが今までなかったというお話をお聞きしますので、やっぱり頭出しでもいいので、ちょっと予算を見て、宣伝の意味で、皆さんも何か新しいことをやりましょうということを宣伝するように考えたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

最後になりますけど、そういうちょっと判断基準がわかりにくいところだと、どうしても担当者ごとというか、周りの判断で採択するしないというのも出てくると思うんです。そういった場合に、不公平感のないように、しっかり新規企業者がスタートしやすい事業としては、こういうことを村がやっていただくというのは非常にいいことだと思いますので、ただ、そこに不公平感がないように取り組んでいただくよう、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

なるべく不公平はあってはならないと思っております。起業をするということは大変な努力でございまして、例えば国や県のたくさんの補助があるというような企業もあれば、全くそうでないものもありますので、これは村長の判断で決定をしまいたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

危険木の除去事業が250万で178本相当という補正を組まれておるわけでございますけれども、今までは経費がかかるので、団地ごとで除去してきたということでございますけれども、これは経費に含まれて、178本というのは何件相当を予定されておる金額なのか、お聞きをいたします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この内訳の内容ですけれども、まず1回出動と言っておりますけれども、1団地に出向く場合には3万円ということで、6団地ありますので18万円。それから174本ということで、1本1万円ですので174万円。これらを合算した額に対して20%の経費を入れて320万円といった内容でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

それで、今どれだけの要請が入っているかわかりませんが、団地ごとで、その後にまた同じ団地で要請があればもう一回経費が当然かかってきますけれども、経費云々というよりも、本当に危険木でございますので、通学路とか家屋等に関しましては、最優先に早急に対応していただきますように、ぜひとも来年度の予算には、また予算以上に補正を組まなきゃならないようなことだけはなないように、予算を組んでいただきたいをお願いをしておきます。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この事業の遂行に当たっては、なるべくロスのないように合理的な計画を立てて行いたいと思いますし、また本当に緊急を要するような場合は、そのように対応していく場合も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

農林水産業費の中の林業費で質問をさせていただきますが、ちょっとこの補正とはずれるところもあるんですが、林道総務費等の関連と思って聞いていただければと思います。

今、集約化して助成金をもらって間伐をしていくという流れの中で、一つの5ヘクタールという枠があります。東白川の場合は非常に先進的に間伐に取り組んできたということで、中には5ヘクタール集約を近いところでしにくいところも非常にあるとも聞いていますし、今の助成金の流れは

全て森林組合が受けて、業者さんが下請でやるような形になっていると思いますが、場所によっては近くで探しても5ヘクタールにできないと。でも、山主さんの希望があって間伐をしたいというようなときに、どうしても助成対象にならない。作業道は入れられない。そういった場合に、ある程度、先ほど一般質問でもやらせていただいたんですが、村単でそういうところをカバーするような助成があってもいいんじゃないか。

各町村いろんなところを調べましたが、そういうところをしっかりと取り組んでやっておられるところは、林業費、メーター1,500円とか、搬出に対して立米幾らとか、そういうのをしっかりと、5ヘクタールの対象になるところでも出しているところがありますし、そういうふうにならないところにしっかりと出しているところもあります。そういうよその自治体の取り組みをしっかりと調べていただいて、先ほども一般質問の中で話をしましたけれども、岐阜県の中でもトップクラスの林業地の東白川村が、やっぱり行政的な林政においてはちょっとおこなっているかなあと。おこなっているという言い方も変ですが、対応的にもっとしていったほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この林業の事業でございますけれども、御承知のとおり、現在は森林経営計画を充実し、しかもそれを森林組合が受けてやるという場合でない対象にはなりませんし、また先ほど指摘がありましたような施業条件もあります。そういったことをクリアしていこうと思いますと、どうしてもそれに合わない地域が出てまいります。そういったところをカバーするというところで、25年度の予算につきましても、金額としてはそんなに多くはありませんでしたが、120万ほどの単費もつけておりましたが、今後もそういうことを配慮しながら、なるべく公平になるような方向で検討してまいりたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

わかりました。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

先ほども言いましたけど、人の問題ですね。今、岐阜県が特にそうなんです、森林組合中心に林政が行われていて、岐阜県の中でも東白川は特にそういう状態でやっています。

他県とか、そういうところで、今林業先進市というふうに伸びてきたところを見ますと、自伐林家さんとか森林事業者が雇用をふやしていると。そういう状態をあえて作り出して、森林組合というのは、東白川の場合は自前で人を抱えて、機械を抱えてずっとやっておるわけなんですけど、マネジメント業、助成金を取り扱うだとか、そういうことが主流になっていて、現場で働く業者さんとか個人の方は、民間の方がどんどん伸びてくる。東白川村でも、民有林が大きい山、小さい山

がありますので、例えば30町歩とか60町歩ぐらいあると自伐林家としてやっていけるわけなんですね。自伐林家としてやっている方も今大分少なくなっただけですけど、それでも若い跡取りの人がいて、3軒、4軒やってみえる方はいます。

そういうところが、最初は自伐林家でやっておったんですけど、そういう支援によって3人、4人と従業員をふやして、自分とこもやりながら、ほかの現場もやっていくというようなことで人材をつくっていったというケースがあります。

先ほどの一般質問のほうで言わせてもらったんですが、これから先、東白川の年間成長量の資源というのが膨らんでいきますので、それに本当に将来的に有効活用しようと思うと、切って出していくということを今から準備をしていかないかんと思うんです。まずは、先ほど言いましたけど、設計をするとか、ビジョンとか、ランドデザイン等を描くところを始めて、東白川の林業をこれから育てる、または資源を有効利用するところへ持っていかなきゃいけないと思うんですが、そんなような取り組みを来年度からもうすぐ始めていただく、まずは研究からでもいいですので、ゼロからのスタートですので、そんなふうに思いますが、そこら辺のところはいかがでしょう。

**○議長（安倍 徹君）**

村雲辰善君に申し上げますが、ただいまの発言は補正関連から外れておりますので、答弁の用意が至難かと思えます。それは政策でございますので、注意を申し上げます。

それでも、一応答えられるようでしたら、村長、お答えできますか。

**○村長（安江眞一君）**

一般質問のときから、林業というものの大切さということはよくわかっておりますし、この村に住んでおる者全てがそう考えておると思えます。

村雲議員も林業をやってみえて、十分にやり方もつらさも楽しみもわかっておると思いますが、今後、この村で育つた皆さんの木をどうやって消費し、どうやってみんなで切って使っていくかということは、全く大きなテーマでございますので、森林組合ばかりに任せることなく、意見も聞きながら話し合っていかななくてはならないと思っておりますので、今後の課題としてとどめさせていただきます。

**○議長（安倍 徹君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

今井保都君。

**○5番（今井保都君）**

ちょっとまた関連になるかもしれませんが、地域づくり推進費で、地域産業活性化事業ということで19万ほど、一般会計の19ページにあるんですけども、これも私はこの当初予算で村が販売に強化を入れるということで、当初予算には村内製品の販売促進事業という予算で、たしか四百何万も上がっていました。こういった事業で十分予算をとってあるので、19万でできればいいんです

けれども、それ以上、せっかくこういう村の特産物を売りに出るといふ機会ですので、そういった事業を予算化しておりますので、予算の流用というか、同じ課の中での事業だと思っておりますので、せっかく予算をつくってあっても、また予算が別の方向へ使われて、本来のそういった予算に使われていないような気がこの事業は見受けられるわけですが、その辺、課長はどのような認識を持っているかちょっとお伺いします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今の商工会の地域産業活性化対策として19万ということで計上しておりますが、少しでも村の特産品等をアピールしていくという趣旨でこの経費を、これは出展料を中心とした経費でございますが、今回計上させていただいております。あと、村内製品の予算につきましては、とにかく売り場の機会を設けると、新たに創出をするという面に対して予算を組んでおまして、流用もないということで、今回改めましてお願いをさせていただいております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第72号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第68号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第72号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第73号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第17、議案第73号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

## ○村民課長（安江清高君）

議案第73号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成25年12月18日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、簡易水道電気計装機器更新工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額、変更前7,297万5,000円、変更後8,187万5,850円。契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村越原（大明神）ということですが、別添の資料をごらんいただきたいと思います。

変更契約の目的でございますけれども、水道電気計装機器更新工事につきましては4年間の事業で、国庫補助金を受けて実施しております。本年度は初年度でございますが、国庫補助金の交付決定もいただいて、予算もお認めいただいておりますので、入札を行ったときの入札差金分について追加発注したいというものでございます。翌年度以降に行う予定のものを前倒しで行うことによって、国庫補助金の返還等を防いで有効に活用したいというものでございます。

工事名と工事場所は変わりませんが、工期につきましては、議決のところにはございませんけれども、9月12日から平成26年3月10日までということで、3月3日でございますけれども、1週間延長させていただきたいというものでございます。

それから、新しく追加をする機器ですけれども、残留塩素計が1台、雨量強度計1台、それから前処理機薬注比率設定器1台、凝集剤注入ポンプコントローラー2台、アルカリ剤注入ポンプコントローラー2台ということで、翌年度以降に行う事業を前倒し実施することによって、補助金と、お認めいただいた予算の範囲内で、水道機器の更新を少しでも早く完了するようにしていきたいというのが趣旨でございます。以上です。

## ○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第18、発議第3号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

発議第3号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について。右の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。平成25年12月18日提出、提出者、服田順次、賛成者、今井保都、賛成者、安江祐策、東白川村議会議長 安倍徹。

次のページに移っていただきまして、中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議。

去る11月23日、中国政府は「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して、中国国防部の定める規則を適用するとともに、それに従わない場合には中国軍による防衛的緊急措置をとる旨発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対し、一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務づけた。これに従わない場合、軍による対応措置を講じることとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空に秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は、我が国に対し、何ら効力を有するものではないことをここに言明する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の上空があたかも中国の領空であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義・平和主義国家として我が国は断じて受け入れることはできない。

我が議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を中国側が即時撤回することを強く要求する。

また、同盟国である米国を初め自由・民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国・地域を含む国際社会及び国連を初めとする国際機関と綿密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を断固として守り抜くために、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じることを政府に強く求める。

以上、決議する。平成25年12月18日、東白川村議会。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議については、原案のとおり決議されました。

---

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安倍 徹君）

日程第19、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

東白川村議会議長 安倍徹様、議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中における継続調査の申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会議会規則第75条の規定により申し出します。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上を申し出いたします。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（安倍 徹君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

村長。

○村長（安江眞一君）

では、一言御礼を申し上げます。

本日は、慎重審議をしていただきまして、適切な決定をいただきまして、ありがとうございました。

また、私も本日は退陣表明をさせていただきました。今後残された期間を一生懸命頑張ってまいりたいと思います。今後も御指導いただきますようお願いを申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

午後3時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員